

# 官報

号外 昭和四十八年六月二十六日

## ○第七十一回 衆議院会議録 第四十六号

昭和四十八年六月二十六日(火曜日)

議事日程 第四十二号

昭和四十八年六月二十六日

午後一時開議

第一 議員小林政子君懲罰事犯の件  
第二 漁船損害補償法の一部を改正する法律案  
(内閣提出)

第三 漁船積荷保険臨時措置法案(内閣提出)

第四 水産業協同組合法の一部を改正する法律  
第五 地方公営交通事業の經營の健全化の促進  
案(内閣提出)

第六 国有財産法及び国有財産特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

日程第一 議員小林政子君懲罰事犯の件  
日程第二 漁船損害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第三 漁船積荷保険臨時措置法案(内閣提出)

日程第四 水産業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第五 地方公営交通事業の經營の健全化の促進に関する法律案(内閣提出)

日程第六 国有財産法及び国有財産特別措置法の一部を改正する法律案(内閣提出)

P C B、水銀汚染等に関する緊急質問(林義郎  
君提出)  
P C B、水銀汚染等に関する緊急質問(土井た  
か子君提出)

P C B、水銀汚染等に関する緊急質問(中島武  
敏君提出)

P C B・水銀汚染問題等に関する緊急質問(瀬  
野栄次郎君提出)

水銀・P C B汚染問題に関する緊急質問(小宮  
武喜君提出)

○議長(前尾繁三郎君) 委員長の報告を求めま  
す。懲罰委員長早稻田柳右エ門君。  
小林政子君の退席を求めます。  
〔小林政子君退席、拍手〕  
○議長(前尾繁三郎君) 委員長の報告を求めま  
す。懲罰委員長早稻田柳右エ門君。

日程第一 議員小林政子君懲罰事犯の件  
〔外六名提出〕に関する報告書

昭和四十八年四月二十六日の物価問題等に関する特別委員会における議員小林政子君の発言は不穩当なものと認め、同君に対し、国会法第百二十条第三号により二十日間の登院停止を命ずべきものと議決した。

右報告する。

昭和四十八年六月二十三日

〔懲罰委員長 早稻田柳右エ門  
衆議院議長 前尾繁三郎殿〕

〔早稻田柳右エ門君登壇〕

○早稻田柳右エ門君 ただいま議題となりました議員小林政子君懲罰事犯の件につきまして、懲罰委員会における審査の経過並びに結果を御報告申しあげます。

本件は、去る四月二十六日の物価問題等に関する特別委員会において、小林政子君が田中内閣総理大臣に対して行なった質疑に関して、木部佳昭君外六名から懲罰動議が提出せられ、去る五月十日の本会議において本動議が可決され、懲罰委員会にその審査を付託されたものであります。委員会といたしましては、議員の一身上に関す

ることであり、本件が特に委員会における議員の発言内容に関するものでありますので、議院における言論自由の原則と議院の秩序を乱した場合の懲罰権との関連性に重点を置き、十分時間をかけ、慎重に審査をいたしました。

審査の経過といたしましては、五月三十日、動議提出者大村襄治君及び坂村吉正君に對し質疑を行ない、また、六月二十日には本人小林政子君の出席を求めて質疑を行ないました。

一方、六月十一日には、問題となつております群馬県利根郡月夜野町の現地に委員を派遣し、その実情を目撃する等、きわめて熱心かつ真摯な態度で慎重審議を行ない、六月二十日質疑を終了いたしました。

かくして、六月二十三日の委員会において、本件につき懲罰事犯として懲罰を科すべきかに對して意見を求めたところ、まず、自由民主党の稻村利幸君から、小林君の発言は、一国の総理大臣に対して礼を失した無礼の言であつて、国会法第二十二条に規定するいすれの懲罰を科すべきかについて意見を求めたところ、まず、自由民主党の稻村利幸君から、小林君の発言は、一国の総理大臣に対して礼を失した無礼の言であつて、国会法第一百十九条の規定に反するばかりでなく、議院の品位尊重に関する衆議院規則第二百十一条の規定に反して議院の尊嚴を傷つけたものであつて、議院の秩序を著しく乱したものと考えられるとの理由により、本件は、これを懲罰事犯として、国会法第二百二十二条第三号により、二十日間の登院停止を命ぜしとの動議が提出せられました。

また、日本社会党の田邊誠君から、日本社会党、日本共产党、革新共同、公明党及び民社党を代表して、小林君の発言は、物価政策に関する基本問題に關連する質問であつて、日本列島改造論が提唱されて以來、土地の高騰は著しく、新幹線通

過地域等においてこれにまつわるうわさが流布されていることなどから、政府の土地政策と田中内閣総理大臣の政治姿勢をただそうとしたのがその本旨であり、たまたま総理と親友の関係にある人が上越新幹線通過地点に土地を買っていることに關しての疑惑について聞いただすこと必要であつたと思うし、また、委員会での限られた質問時間の中における発言であるから、不十分な点や若干前後の事情が不明な点があつたとしても、これは質問技術上の問題として許容されるべきものであり、このように議員の当然の権利として、国民を代表する立場で行なわれた小林君の発言に対し懲罰を科するということは、今後の国会における発言権の重大な制約となるものであるといふ見地から、断じて懲罰事犯と認めるわけにはいかないとの理由によって、本件は懲罰事犯にあらずと決すべきとの動議が提出されたのであります。

次いで、両動議を一括して討論に付しましたところ、まず、自由民主党の羽田野忠文君から、稻村君の動議に賛成し、田邊君の動議に反対する旨の意見が述べられ、また、日本社会党の中村茂君、日本共産党・革新共同の東中光雄君、公明党の坂井弘一君及び民社党の玉置一徳君から、それぞれ田邊君の動議に賛成し、稻村君の動議に反対する旨の意見が述べられました。

討論の内容につきましては、いずれも国権の最高機関たる国会における議員の発言の保障と議院の品位尊重並びに秩序保持の観点から、傾聴すべき御意見が述べられましたが、時間の関係もありますので、その報告は割愛させていただき、会議録によつて御承知を願いたいと存じます。

かくて、討論を終局し、採決いたしました結果、多數をもつて稻村利幸君提出の動議のとく、本件はこれを懲罰事犯として、国会法第二百二十二条第三号により、二十日間の登院停止を命ぜべきものと決した次第であります。

以上、御報告を申し上げます。(拍手)

## 官外報(号)

○議長(前尾繁三郎君) 討論の通告があります。

〔東中光雄君登壇〕

順次これを許します。東中光雄君。

○東中光雄君 私は、日本共産党・革新共同を代表して、だいま議題となりました小林政子議員の懲罰強く反対するものであります。(拍手)

以下、その理由を述べたいと思います。

御承知のように、小林議員の発言は、去る四月二十六日、本院物価問題特別委員会において、上越新幹線上毛高原駅の決定と、これにからむ土地買収をめぐる疑惑について、事実に基づき、田中

総理に政治姿勢をただしたものであります。国会で追及することは、議員として当然の権利であ

り、義務であります。

ところが、自民党の諸君は、この小林質問に対する意見が述べられ、また、日本社会党の中村茂君、日本共産党・革新共同の東中光雄君、公明党の坂井弘一君及び民社党の玉置一徳君から、それぞれ田邊君の動議に賛成し、稻村君の動議に反対する旨の意見が述べられました。

だが、懲罰委員会での審議の結果、明確になり浮き彫りにされたことは、小林議員の発言が何ら懲罰に値するものではなく、逆に自民党諸君の言

い分こそが全く理不尽であり、党利党略に基づくこじつけ以外の何ものでもないことが明白になつたのであります。(拍手)もし自民党の諸君が事実

と道理を重んじ、言論の自由と国会の権威を尊重することを真剣に考えるのならば、いまか

らでもおそらくはありません、いさきよくこの懲罰動議を撤回するよう勧告するものであります。

(拍手)

まず第一に、自民党の主張する懲罰理由は、懲

罰委員会の審議を通じてことごとく崩壊しておる

のであります。

小林質問は、こうした自民党政治のもとで日々苦しんでいる庶民の立場から、衆議院物価問題特別委員会委員として、国民の思つていること、間

いだしたいと願つてしていることを、事実に基づき率直にただしたものであります。この質問は、院

の品位を汚すどころか、逆に国会の威信を高める

ものであり、そのような国民の立場に立つた質疑が行なわれることこそ国民は期待しておるのであります。(拍手)

自民党の諸君は、国会の中においては、あるい

は小林議員を懲罰にすることができるかもしません。しかし、どのような暴挙も、自民党と田中

内閣の政治に対する国民多数の批判と疑惑、民主主義そのものを懲罰に付することは断じてできな

い 것입니다。(拍手)

自民党田中内閣の立場と、小林政子議員の立場

と、そのいずれが眞に国民的正義の立場であるかは、

国民みずからがその自由な意思によつて、遠からず明確な審判を下すであります。

なぜなら、自民党のいう懲罰理由は、要約され

ば、上牧庄買収土地の駅からの距離の指摘が誤つ

ており、その面積が事実に反し、時期から見て、

田中総理とこの土地買収は無関係であるという三つの点に尽きるのであります。

もし、田中総理にやましいところがないならば、その旨を冷静に答えればよいのであり、懲罰をもつて議員の言論を抑圧する拳に出るがごとき

あります。為政者に不都合な、あるいは気に食

わない発言だからといって、懲罰をもつて議員の

発言を規制するがごとき態度は、国会の自殺行為、民主主義の否定に通ずるものといわなければなりません。(拍手)

いま、田中内閣の大資本中心の政治のもとで、国民の生活破壊はいよいよ深刻となつております。とりわけ、大商社による商品の買占め、大資本の土地投機と地価の暴騰、公害の深刻化と、とめどもない物価高、その悪政に対する國民の怒りは、ますます広く深くなつておるの

であります。

小林質問は、こうした自民党政治のもとで日々

苦しんでいる庶民の立場から、衆議院物価問題特別委員会委員として、国民の思つていること、間

いだしたいと願つてしていることを、事実に基づき率直にただしたものであります。この質問は、院

の品位を汚すどころか、逆に国会の威信を高める

ものであり、そのような国民の立場に立つた質疑が行なわれることこそ国民は期待しておるのであります。(拍手)

自民党の諸君は、国会の中においては、あるい

は小林議員を懲罰にすることができるかもしません。しかし、どのような暴挙も、自民党と田中

内閣の政治に対する国民多数の批判と疑惑、民主

主義そのものを懲罰に付することは断じてできな

い 것입니다。(拍手)

自民党田中内閣の立場と、小林政子議員の立場

と、そのいずれが眞に国民的正義の立場であるかは、

国民みずからがその自由な意思によつて、遠からず明確な審判を下すであります。

は、小林議員が、国民の生活を守るために先頭に立つて戦ってきた国民の眞の代弁者であることを必ず明らかにして、自民党と田中内閣の政治姿勢に一そきびしい批判を集中することは、もはや明らかであります。

わが党は、今後とも、いかなる圧迫や圧力にも屈せず、言論の自由、議会制民主主義を守り、自民党政のもので苦しんでいる国民の立場に立て、断固として戦うことここにあらためて表明するものであります。（拍手）

以上、私は、本懲罰に反対する理由を簡単に申し述べました。

私は、全野党的諸君が、委員会において本件は懲罰にあらずとの見解を示されたことに心から敬意を表しつつ、同僚各位が民主主義の擁護と、院の権威を守るために、本懲罰事件を否決されんことを切に期待して、討論を終わります。（拍手）

○議長（前尾繁三郎君） 索谷茂君。

〔索谷茂君登壇〕

○索谷茂君 私は、自由民主党を代表いたしまして、委員長の報告に賛成をいたすものであります。（拍手）

去る四月二十六日、議員小林政子君の物価問題等に関する特別委員会における田中總理に対する質問のうち、国会における発言としてはきわめて不穏な発言があり、これは、国会法及び衆議院規則に抵触し、懲罰の対象となることは明らかであります。

以下、その理由を申し上げます。

その第一の理由として、事実関係についてであります。

小林政子君の発言が事実と全く異なり、不正確きわまりないものであり、議員各位はもとより、マスコミを通じ、国民の大多数に大きな誤解を招いた点であります。

すなわち、小林君の質疑に対して、総理が、事實に反していると再三にわたり否定していたにもかかわらず、自己の調査の結果を主張して譲ら

は、その上、総理大臣にあたかも疑惑があるがござります。（拍手）今日に至るも小林君は依然として歪曲し、発言したのであります。

反省することなく、ただ、ためにせんがための意図的議論を繰り返し、自己の弁護に終始し続けているのであります。國會議員を侮辱し、國会の報をいち早くキャッチして、その地域を資金をもつて、新幹線や高速道路または地域開発計画などが、周辺地域の地価急騰の起因であるとして、この問題を取り上げ、「計画が発表される以前に情報

が、周辺地域の地価急騰の起因であるとして、この問題を取り上げ、「計画が発表される以前に情報を持った者が買収していく」と云々と発言しております。続けて、「上越新幹線の上毛高原駅がおられます。続けて、「上越新幹線の上毛高原駅が当あの近辺で買われているという事実が、私の調査によても明らかになつております。その土地は上毛高原駅からわずか一・五キロメートル以内の山林、原野、これが具体的に昭和四十三年から四十四年にかけて、群馬県利根郡のいわゆる月夜野町の字石倉地区といふ地域が相当土地を買われているわけでございます。」云々と前置きをして、總理が当時の政治的地位を利用して、あたかも友人をして、上越新幹線計画の発表前に、上毛高原駅予定地の付近に土地を買収させているかのように発言し、さらに、そのようなことをやらせていてはと、小林君は断定したのであります。このことは重だなことです。このことは決して見のがすことはできないであります。

そもそも、一国を代表する總理の政治姿勢を問うということであるならば、なおさらのことと実際を正確に把握し、論拠を明らかにしてただすべきであったと思います。

小林君の記者会見の発言に基づき、新聞は次のように報道をいたしております。二万四千ヘクタールの土地が買収されていると。二万四千ヘクタールの面積とは、どのくらいの広さであるかといえば、まさに東京都二十三区の面積の約二分の一に相当する膨大な広さであります。そんな

土地を買収された事実は、現地の調査の結果どこにも見当たらぬのであります。この一事をもつてしても、田中總理を説教、中傷する意図的發言であったことがうかがい知ることができます。總理が置かれている政治的立場から判断しても、國の内外に与える悪影響は甚大であります。

第三の理由には、個人の私生活にわたる發言を行ない、その人の名譽を傷つけ、社会的信用を失墜させた責任をわれわれは重視するものであります。

小林君は、物価問題等に関する特別委員会において、新幹線や高速道路または地域開発計画など、周辺地域の地価急騰の起因であるとして、この問題を取り上げ、「計画が発表される以前に情報を持った者が買収していく」と云々と発言しておられます。続けて、「上越新幹線の上毛高原駅が当あの近辺で買われているという事実が、私の調査によても明らかになつております。その土地は上毛高原駅からわずか一・五キロメートル以内の山林、原野、これが具体的に昭和四十三年から四十四年にかけて、群馬県利根郡のいわゆる月夜野町の字石倉地区といふ地域が相当土地を買われているわけでございます。」云々と前置きをして、總理が当時の政治的地位を利用して、あたかも友人をして、上越新幹線計画の発表前に、上毛高原駅予定地の付近に土地を買収させているかのように発言し、さらに、そのようなことをやらせていてはと、小林君は断定したのであります。このことは重だなことです。このことは決して見のがすことはできないであります。

そもそも、一国を代表する總理の政治姿勢を問うということであるならば、なおさらのことと実際を正確に把握し、論拠を明らかにしてただすべきであったと思います。

小林君の記者会見の発言に基づき、新聞は次のように報道をいたしております。二万四千ヘクタールの土地が買収されていると。二万四千ヘクタールの面積とは、どのくらいの広さであるかといえば、まさに東京都二十三区の面積の約二分の一に相当する膨大な広さであります。そんな

土地を買収された事実は、現地の調査の結果どこにも見当たらぬのであります。この一事をもつてしても、田中總理を説教、中傷する意図的發言を行ない、その人の名譽を傷つけ、社会的信用を失墜させた責任をわれわれは重視するものであります。

この際、國会の自律権に従つて、小林君に責任をとらせるることは、当然の理であります。われわれ國會議員の責務でもあると考えます。

以上申し述べましたことく、議院の品位を重んじ、人権を他のどの機関よりも重く見なければならない國會議員が、みずから義務と責任を放棄しない。このよくな行為を断じて容認することはできません。（拍手）これらのことは、法に照らして、懲罰の対象に該当することは当然過ぎるほど当然であります。

さらに、私は、これまで小林君の言動をうかがつてまいりましたが、みずから非をいささかも認めず、言論の自由と免責特權の名をかりて、事實にもないことをあたかも事実であるがごとく断定し、一国の代表である總理大臣の名譽をはなはだ

しく傷つけ、個人の私生活にわたる言辞を弄し、国会の品位をはなはだしく失墜させたことは明白であります。同時に、その責任はきわめて大なるものがあります。

もし、その責任を、われわれ国會議員が追及せざして、これを何びとが追及するといえるであります。いまこそ国会の自律権は、かくのごとく峻厳であることを認識しなければならないときであります。今日に至るもいさきかの改憲の情を示さない小林君に対し、もじこのことを見のがすことがあるとするならば、国民の国會議員に対する信頼はもとより、国会の品位と権威を失い、ひいては政治全体に対する不信感をもたらし、やがて議会制民主主義の危機につながるものといふことがあります。

以上の理由をもちまして、委員長の報告に賛成する次第であります。

議員各位の御賛同を願うものであります。

(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) これにて討論は終局いたしました。

本件につき採決いたしました。

議員小林政子君懲罰事犯の件委員長報告に賛成の諸君の起立を求める。

[賛成者起立]

○議長(前尾繁三郎君) 起立多数。よって、議員小林政子君懲罰事犯の件は委員長報告のとおり議決いたしました。(拍手、「反対」と呼ぶ者あり)

○議長(前尾繁三郎君) 小林政子君の入場を許します。

ただいまの議決に基づき宣告いたします。

昭和四十八年四月二十六日の物価問題等に関する特別委員会における議員小林政子君の発言は不穏なものと認め、同君に対し、国会法第二百二十二条第三号により二十日間の登院停止を命ずる。

## 日程第二 漁船損害補償法の一部を改正する法律案(内閣提出)

## 日程第三 漁船積荷保険臨時措置法案(内閣提出)

## 日程第四 水産業協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(前尾繁三郎君) 日程第二、漁船損害補償法の一部を改正する法律案、日程第三、漁船積荷保険臨時措置法案、日程第四、水産業協同組合法の一部を改正する法律案、右三案を一括して議題といたします。

漁船損害補償法の一部を改正する法律案

右  
昭和四十八年二月十九日

内閣総理大臣 田中 角栄

国会に提出する。

漁船損害補償法の一部を改正する法律  
の一部を次のように改正する。  
第三条中第三項を第四項とし、第一項を第三項とし、同条第一項中「漁船法(昭和二十五年法律第七百七十八号)第二条第一項(漁船の定義)」に規定する漁船をいう。(以下同じ。)を削り、同項を同条第二項として次のよう

る。この法律において「漁船」とは、漁船法(昭和二十五年法律第七百七十八号)第二条第一項(漁船の定義)に規定する漁船及びその他の船舶のうち漁業活動に必要な日本船舶で政令で定めるものをいう。

第四条中「組合員の所有する」を「組合員が所有し、又は所有権以外の権利に基づき使用する」に改める。

第七条第二項ただし書きを次のように改める。  
ただし、定款の定めるところにより、総代候補者が選挙すべき総代の定数以内であるときは、投票を省略することができる。

第四十六条第七項中「包括される」を「その区域の全部又は一部が含まれる」に、「の事務所の掲示場」を「ことに定款で定める場所」に改め、同条第

## 第七条第三項を次のように改める。

3 業態組合とは、政令で定める総トン数以上の漁船であつて、政令で定める特定の漁業に従事するもの、もつばら漁場から漁獲物若しくはその製品を運搬するもの又は第三条第一項の政令で定めるものののみを保険の目的とする組合をいふ。

第二十二条中「所有者」の下に「又は使用者(所有権以外の権利に基づき漁船を使用する者)」を加える。

第二十三条中「保険料」の下に「(定款の定めるところに従い保険料の分割支払がされる場合にあつては、保険料のうちその第一回の支払に係るもの)」を加える。

第二十五条第一項中「同条第三項」の下に「及び第二項」を「第九十六条の三第二項」に改め、同条第二項を「第九十六条の三第三項」に改める。

第二十六条の二第三項を加え、「第九十六条の二第二項」を「第九十六条の三第二項」に改め、同条第二項を「第九十六条の三第三項」に改める。

第二十五条の二 保険の目的たる漁船の所有者又は使用者が、第九十六条の二第一項の規定により当該漁船につき組合員(第九十六条第二項(同条第三項及び第九十六条の二第三項において準用する場合を含む。)又は第九十六条の三第二項二項とし、同条に第一項として次のように加え

る。この規定により組合員とみなされる者を含む。)の規定により組合員とみなされる者を含む。)の有する保険関係に関する権利義務を承継したときは、その者は、その時から組合員となる。た

だし、その者が組合員たる資格を有しないときは、この限りでない。

第二十七条第一項中「第二十五条」の下に「又は第二十五条の二」を加え、「の外」を「ほか」に改める。

第四十六条第五項に次のただし書きを加える。

第六 条組合と組合員との間に特殊保険の保険関係が成立している漁船については、他の組合員又は組合員たる資格を有する者は、当該保険関係に係る保険期間の全部又は一部をその保険期間の全部又は一部とする当該組合の特殊保険の保険の目的とすることができない。

第七 条組合と組合員との間に普通保険の保険関係が成立している漁船については、他の組合員又は組合員たる資格を有する者は、当該保険関係に係る保険期間の全部又は一部をその保険期間の全部又は一部とする当該組合の特殊保険の保険の目的とすることができない。

第八十九条の二 漁船保険の被保険者たる資格を有する者は、漁船の所有者とする。

第九十条中「保険料」の下に「(定款の定めるところに従い保険料の分割支払がされる場合にあつては、保険料のうちその第一回の支払に係るもの)」を加える。

第九十六条の二中「所有者」の下に「又は使用者」の下に「(被保険者としての権利義務のみを承継した者)」を加える。

第九十六条第七項中「包括される」を「その区域

## 十項中「但し」を「ただし」に改め、「又は合併」を削る。

第八十九条中第五項を第八項とし、同条第四項中「特約があり、且つ、漁具とその属する漁船とが同一の者の所有に係る」を「特約がある」に改め、「一方及び「他の一方」の下に「の普通保険」を加え、同項の次に次の三項を加える。

4 地域組合又は業態組合のいずれか一方の特殊保険の目的となつている漁船は、他の一方の特殊保険の保険の目的とすることができない。

第五 条組合と組合員との間に普通保険の保険関係が成立している漁船については、他の組合員又は組合員たる資格を有する者は、当該保険関係に係る保険期間の全部又は一部をその保険期間の全部又は一部とする当該組合の特殊保険の保険の目的とすることができない。

第六 条組合と組合員との間に特殊保険の保険関係が成立している漁船については、他の組合員又は組合員たる資格を有する者は、当該保険関係に係る保険期間の全部又は一部をその保険期間の全部又は一部とする当該組合の特殊保険の保険の目的とすることができない。

第七 条組合と組合員との間に普通保険の保険関係が成立している漁船については、他の組合員又は組合員たる資格を有する者は、当該保険関係に係る保険期間の全部又は一部をその保険期間の全部又は一部とする当該組合の特殊保険の保険の目的とすることができない。

第八十九条の二 漁船保険の被保険者たる資格を有する者は、漁船の所有者とする。

第九十条中「保険料」の下に「(定款の定めるところに従い保険料の分割支払がされる場合にあつては、保険料のうちその第一回の支払に係るもの)」を加える。

第九十六条の二中「所有者」の下に「又は使用者」の下に「(被保険者としての権利義務のみを承継した者)」を加える。

第九十六条第七項中「包括される」を「その区域

の全部又は一部が含まれる」に、「の事務所の掲示場」を「ことに定款で定める場所」に改め、同条第

の次に次の二条を加える。

第九十六条の二 保険の目的たる漁船の所有者又は使用者は、組合に通知して、所有者にあつては当該漁船の使用者たる組合員が当該漁船の当該保険関係に関する有する権利義務（第一百三十九条第一項又は第一百三十九条の二第一項の規定による負担金に係る権利義務を除く。）を、使用者にあつては組合員が当該漁船の当該保険関係に関する有する権利義務（第一百三十九条第一項又は第一百三十九条の二第一項の規定による負担金に係る権利義務及び当該漁船の所有者たる組合員が被保険者として有する権利義務を除く。）を承継することができる。ただし、組合が、正当な事由により、当該通知を受けた後直ちに当該所有者又は使用者に通知してその承継を拒んだときは、この限りでない。

2 前項の規定により保険関係に関する権利義務を承継しようとする者は、省令で定める場合を除き、あらかじめ、当該保険関係に関し権利義務を有する者の承諾を得なければならない。

3 前条第二項の規定は第一項の規定により保険関係に関する権利義務を承継した者に、前条第二項及び前二項の規定は保険の目的たる漁船を使用する所有権以外の権原につき相続その他の包括承継又は遺贈があつた場合に、それぞれ準用する。

第九十七条の見出し中「損害防止軽減」を「通常行なうべき管理等」に改め、同条中「組合員」の下に「又は被保険者」を加え、「てん補」を「てん補」に改める。第一百条中「組合員」の下に「又は被保険者」を加え、「てん補」を「てん補」に改める。第一百一条中「組合員」の下に「若しくは被保険者」を加える。

を加える。

第一百二条第五号中「組合員」の下に「又は被保険者」を加え、同号を同条第六号とし、同条第四号中「組合員」の下に「又は被保険者」を加え、同号を同条第五号とし、同条第三号中「組合員」の下に「又は被保険者」を加え、同号を同条第二号中「組合員」の下に「又は被保険者」を加え、同号を同条第四号とし、同条第三号中「組合員」の下に「又は被保険者」を加え、「損害の防止」を「通常行なうべき管理その他の損害の防止」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の二号を加える。

二 定款の定めるところに従い保険料の分割支払がされる場合には、組合員が、正当な理由がないのに、保険料（満期保険について、保険料期間（組合が満期保険の保険関係に基づき損害をてん補する責任が始まる日から起算して一年を経過することに、その一年の期間をいう。以下同じ。）との保険料）のうちその第二回以降の支払に係るもののが支払を遅滞したときは。

第一百三条中「組合員」の下に「又は被保険者」を加え、「てん補」を「てん補」に、「責」を「責め」に改める。第一百五条第一項中「左の」を「次の」に、「組合員」を「被保険者」に改める。

第一百三十二条中「第六百四十六条まで」を「第六百四十八条まで、第六百五十二条まで」に改め、「及び第八百三十六条第一項中「三ヶ月間」を削り、「第八百三十六条第二項」を「第八百三十六条第一項中「三ヶ月内」とあるのは省令ヲ以テ定ムル期間内」と、同条第二項」に改める。

第一百三十三条中「全損した場合又は」を「全損した場合」に改め、「委付した場合」の下に「又は満期保険の保険の目的たる漁船が満期前の普通損害保険事故により委付された場合」を加える。

第一百三十四条中「その組合員」を「被保険者」に改め、「付さる。

第一百三十五条第一項中「保険金額の百分の九十九」を「保険金額に政令の定めるところにより農林大臣が定める割合を乗じて得た金額」に改め、同条第二項中「保険金額と同額」を「保険金額に農林大臣が定める割合を乗じて得た金額」に、「保険金額の百分の九十九」を「保険金額に政令の定めるところにより農林大臣が定める割合を乗じて得た金額」に改め。

第一百十三条の十一第二項を次のように改める。  
2 満期保険の保険料率のうち損害保険料中の純保険料に對応する部分の率については、組合が当該満期保険の保険関係に基づき損害をてん補する責任が始まる責任が始まる日において適用されている当該組合の普通損害保険の純保険料率に、危険区分に係るトラン数区分（以下「トラン数区分」という。）その他農林大臣が定める区分ごとに保険期間に応じて組合が定款で定める割合を乗じて得た率とする。

第一百三十三条の十一第三項中「既経過の保険料期間の数」を「保険期間の期間」に改める。

改める。

第一百三十六条の見出し中「選挙」を「選挙等」に改め、同条第三項本文中「選挙する」を「選挙し、又は選任する」に改める。

第一百三十七条の二第一項中「附則第五項」の下に「及び漁船損害補償法の一部を改正する法律（昭和四十八年法律第号）附則第三項」を加える。

第一百三十八条第五項中「第七十五条第四項」を「第五十条第四項」に改める。

1 この法律は、昭和四十八年十月一日から施行する。ただし、第一百三十七条の二第一項の改正規定並びに附則第三項及び第四項の規定は、公布の日から施行する。

2 この法律の施行の際現に成立している保険関係及び再保険関係については、なお從前の例によること。

3 政府は、漁船保険事業の健全な発達を図るために必要な經費の財源の一部として、昭和四十八年度において、漁船再保険及漁業共済保険特種会計から、三十五億円を限り、交付金を交付する。

第一百十二条第七項中「付された場合」を「付され、若しくは当該漁船の使用者により普通損害保険に付された場合」に改める。

第一百十三条第一項中「指定漁船所有者」の下に「又は当該指定漁船の使用者」を加え、「の外」を「ほか」に改め、同条第二項及び第三項中「所有する」を「所有し、又は所有権以外の権原に基づき使用する」に改める。

第一百四十二条中「組合員」の下に「又は被保険者」を加え、「付する。

4 漁船再保険及漁業共済保険特別会計法（昭和十二年法律第二十四号）の一部を次のように改正する。

附則に次の二項を加える。

漁船損害補償法の一部を改正する法律(昭和四十八年法律第二号)附則第三項ノ規定ニ依ル交付金ニ相当スル金額ハ漁船普通保険勘定ノ積立金ヨリ之ヲ同勘定ノ歳入ニ繰入レ同項ノ規定ニ依ル交付金ヲ以テ同勘定ノ歳出トス

### 理由

最近における漁業事情等の推移に即応して漁船保険事業の健全な発達を促進するため、漁船の用船者に漁船保険組合の組合員たる資格を賦与することともに、漁船保険に付することができる漁船の範囲を拡大し、あわせて漁船再保険及漁業共済保険特別会計の漁船普通保険勘定に生じた剩余金の一部を漁船保険中央会に交付する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

### 漁船積荷保険臨時措置法案

右  
国会に提出する。

昭和四十八年二月十九日

内閣総理大臣 田中 角栄

### 漁船積荷保険臨時措置法

第一章 総則(第一条・第二条)	第二章 漁船保険組合の漁船積荷保険事業(第三条・第十三条)	第三章 漁船保険中央会の漁船積荷保険・再保険事業(第十四条・第十八条)	第四章 雑則(第十九条・第二十一条)	第五章 諸則(第二十二条)
第一項 この法律は、漁船に積載した漁獲物等に				

- 4 第二項の認可は、全国を通ずる漁船積荷に係る等必要な措置を定めるものとする。

つき生ずることのある損害を適切に保険する制度の確立に資するため、試験的に漁船保険組合が漁船積荷保険事業を行ない、漁船保険中央会が当該漁船積荷保険事業による保険責任についての再保険事業を行なうことができるることとする。

### (定義)

第一条 この法律において「漁船」とは、漁船損害補償法(昭和二十七年法律第二十八号)第三条第一項に規定する漁船であつて、総トン數千トン未満のものをいう。

2 この法律において「漁船積荷保険」とは、漁船に積載した漁獲物その他の農林省令で定める物(以下「漁船積荷」という。)につき、滅失、流失、損傷その他の事故(戦争、変乱その他の農林省令で定める特殊な事由によるものを除く。以下「漁船積荷保険事故」という。)により生じた損害をてん補する保険をいう。

### 第二章 漁船保険組合の漁船積荷保険事業(漁船積荷保険事業)

第三条 漁船保険組合は、漁船損害補償法第四条の規定により漁船保険事業を行なうほか、この法律で定めるところにより、漁船積荷保険事業を行なうことができる。

2 漁船保険組合は、漁船積荷保険事業を行なうとするときは、農林省令で定めるところにより、漁船積荷保険事業計画で次に掲げる事項を内容とするもの(以下「事業計画」という。)及び漁船積荷保険約款(以下「保険約款」という。)を定め、農林大臣の認可を受けなければならない。

3 漁船保険組合は、前項の認可の申請をするにあらかじめ、その事業計画及び保険約款につき、総会又は総代会の議決を経なければならぬ。

4 第二項の認可は、全国を通ずる漁船積荷に係る等必要な措置を定めるものとする。

### 附則

#### (趣旨)

る損害の発生状況に照らし漁船保険組合が行なう漁船積荷保険事業が第一条に規定する制度の確立に資することとなるよう効率的に行なわれるなどを目としてしなければならない。これにより、保険約款で別段の定めをすることができる。

5 第二項の認可を受けた漁船保険組合(以下「指定組合」という。)は、その事業計画に従つて漁船積荷保険事業を行なわなければならない。

(事業計画等の変更)

第四条 指定組合は、その事業計画又は保険約款を変更しようとするときは、その変更につき、農林大臣の認可を受けなければならない。

2 前条第三項及び第四項の規定は、前項の認可について準用する。

(認可の取消し)

第五条 農林大臣は、指定組合が漁船積荷保険事業に係る業務又は会計につき法令、法令に基づいてする行政庁の処分又は保険約款に違反したときは、第三条第二項の認可を取り消すことができる。

(被保険者の資格)

第六条 漁船積荷保険の被保険者たる資格を有する者は、漁船積荷の所有者とする。

(保険契約の成立)

第七条 漁船積荷保険の保険契約は、当該保険契約を指定組合との間に締結することができる者から当該指定組合が保険料(保険約款の定めるところに従い保険料の分割支払がされる場合にあっては、保険料のうちその第一回の支払に係るもの)を受け取つた時に成立する。

### (漁船損害補償法及び商法の準用等)

第八条 漁船損害補償法の保険契約を指定組合との間に締結することができる者は、当該指定組合の組合員(漁船損害補償法第九十六条第二項(同条第三項及び同法第九十六条の二第三項において準用する場合を含む。)又は同法第九十六条の三第二項の規定により組合員とみなされる者を含む。)とする。

2 漁船損害補償法第五十一条、第九十三条から第九十五条まで、第九十七条から第九十九条まで、第一百二条(同条第五号及び第六号を除く。)、第一百三条、第一百四条並びに第一百七条から第一百九条まで並びに商法(明治三十二年法律第四十八号)第六百四十四条から第六百四十九条まで、第六百五十二条、第六百六十二条及び第六百六十三条の規定は、漁船損害保険事業について準用する。この場合において、漁船損害補償法第五十一条第二項中「普通損害保険及び特殊

保険にあつては、まだ経過しない期間に対する保険料を、満期保険にあつては、第百十三条の十一第一項の積立保険料のうちの純保険料及びまだ経過しない期間に対する附加保険料並びに同項の損害保険料のうちまだ経過しない期間に対するものとあるのは、「まだ経過しない期間に対する保険料」と、第百二条第一号中「法令」にあるのは、「当該漁船積荷を積載した漁船が法令に」と、第百四条中「漁船」とあるのは、「漁船積荷を積載した漁船」と、第百七条第二項中「政府」とあるのは、「漁船保險中央会」と読み替えるものとする。

3 指定組合が漁船積荷保険事業を行なう場合における漁船損害補償法第八十五条及び第八十六条第一項の規定の適用については、同法第八十五条第一項中「又は定款」とあるのは、「定款又は保険約款」と、同法第二項及び同法第八十六条第一項中「若しくは定款」とあるのは、「定款若しくは保険約款」とする。

第三章 漁船保險中央会の漁船積荷保険再保險事業

第十四条 漁船保險中央会（以下「中央会」といふ。）は、漁船損害補償法第百三十二条に規定する事業のほか、この法律で定めるところにより、漁船積荷保険再保險事業を行なうことができる。

2 中央会は、漁船積荷保険再保險事業を行なうとするときは、農林省令で定めるところにより、漁船損害補償法（以下「再保險約款」といふ。）を定め、農林大臣の認可を受けなければならない。

3 中央会は、前項の認可の申請をするには、あらかじめ、その再保險約款につき、総会の議決を経なければならない。

4 第四条第一項及び前項の規定は再保險約款の変更について、第五条の規定は第二項の認可の取消について、それぞれ準用する。

（再保險契約の当然成立）

第十五条 漁船積荷保険事業に係る保険契約が指定組合と保険契約者との間に成立したときは、これによつて、中央会と当該指定組合との間に当該保険契約についての漁船積荷保険再保險事業に係る再保險契約が成立するものとする。（純再保險料率）

第十六条 中央会の純再保險料率は、中央会がその再保險責任に係る危険の態様を勘案して再保險契約で定める割合とする。

（經理の区分）

第十七条 中央会は、漁船積荷保険再保險事業について、漁船損害補償法第百三十二条に規定する事業と区分して經理しなければならない。

（漁船損害補償法及び商法の適用等）

第十八条 漁船損害補償法第四十四条第四項及び荷保険臨時措置法第十四条第四項において準用する同法第四条第一項及び第十四条第三項」と読み替えるものとする。

2 漁船損害補償法第五十一条第一項、第百七条第一項、第百八条、第百九条、第百十八条及び第一百十九条から第百二十二条まで並びに商法第六百六十二条及び第六百六十三条の規定は、中央会の漁船積荷保険再保險事業について準用する。この場合において、漁船損害補償法第百十一条第一項から第三項まで」とあるのは、「漁船積荷保険臨時措置法第十四条第四項において準用する同法第四条第一項及び第十四条第三項」と読み替えるものとする。

（簡則）

第二十二条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした指定組合又は中央会の役員は、一円以内の過料に処する。

一 第十二条又は第十七条の規定に違反したときは、一万円以下の過料に処する。

二 第十三条第二項又は第十八条第二項において準用する漁船損害補償法第六百八条又は第一百六十二条及び第六百六十三条の規定は、中央会の漁船積荷保険再保險事業について準用する。この場合において、漁船損害補償法第百八条中「政府」とあるのは、「中央会」と、同法第八条中「政府」とあるのは、「中央会」と読み替えるものとする。

附 則

1 この法律は、昭和四十八年十月一日から施行する。

2 この法律は、施行の日から起算して五年を超えない範囲内において別に法律で定める日にその効力を失う。

3 この法律の失効に伴い必要な経過措置は、別に法律で定める。

（内国為替取引規程）

第十六条の二 組合が、第十二条第六項の内国為替取引の事業を行なおうとするときは、事業の実施方法及び内国為替取引契約に関する事項を内国為替取引規定で定め、行政庁の認可を受けなければならない。

（内国為替取引規程の変更又は廃止は、行政庁の一部を次のように改正する。）

第七十七条第八号中「及び漁船乗組員給与保険」を「漁船乗組員給与保険及び漁船積荷保險」に改める。

（理由）

六条第一項中「若しくは再保險約款」とあるのは、「定款若しくは再保險約款」とする。

第四章 雜則

（国の援助）

第十九条 国は、漁船積荷保険事業及び漁船積荷保険再保險事業の適切な実施を確保するため、指定組合及び中央会に対し、必要な助言、指導その他援助を行なうように努めるものとする。

（報告の徵収）

第二十条 農林大臣は、この法律の施行の状況を明瞭化にするため必要があると認めるときは、指定組合又は中央会から報告を徵収することができる。

（印紙税の非課税）

第二十一条 この法律による漁船積荷保険及び漁船積荷保険再保險に関する書類には、印紙税を課さない。

（水産業協同組合法の一部を改正する法律案）

右 昭和四十八年三月六日 内閣總理大臣 田中 角栄

（水産業協同組合法の一部を改正する法律案）

十一号の一部を次のように改正する。

第十二条第五項中「行う組合は」を「行なう組合は、組合員のために、手形の割引をし」に、「又は当該金融機関」を「当該金融機関」に、「取り立て」を「取り立て」又は農林中央金庫その他の主務大臣の指定する金融機関若しくはこれに準ずる者の業務の代理をする」に改め、同条に次の二項を加える。

6 第二項第二号の事業を行なう組合は、組合員のために内国為替取引をすることができる。

第十六条の次に次の二条を加える。

（内国為替取引規程）

第十六条の二 組合が、第十二条第六項の内国為替取引の事業を行なおうとするときは、事業の実施方法及び内国為替取引契約に関する事項を内国為替取引規定で定め、行政庁の認可を受けなければならない。

2 内国為替取引規程の変更又は廃止は、行政庁



事業の試験的な実施について、必要な措置を定めたものであります。

次に、内閣提出、水産業協同組合法の一部を改正する法律案は、最近における社会経済事情の変化に対応して、漁民、水産加工業者等の事業活動の円滑化をはかるため、漁業協同組合等が内国為替取引、手形割引等の業務を行なうことができる等の改正を行なおうとするものであります。

委員会におきましては、二法案を一括議題とし、六月六日に政府からそれぞれ提案理由の説明を聴取した後、参考人から意見を聴取する等、慎重に審議を重ねてまいりました。

かくて、六月十九日に三法案に対する質疑を終了し、まず、漁船損害補償法の一部を改正する法律案、及び漁船積荷保険臨時措置法案について、それぞれ採決いたしましたところ、両案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、水産業協同組合法の一部を改正する法律案について、日本共産党・革新共同から反対の討論が行なわれた後、採決いたしましたところ、賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました次第であります。

なお、各案に対し、附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) これより採決に入ります。

両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よつて、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、日程第四につき採決いたします。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。

よつて、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(前尾繁三郎君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(前尾繁三郎君) 日程第五、地方公営交通事業の経営の健全化に関する法律案を議題といたします。

地方公営交通事業の経営の健全化の促進に関する法律案

右

昭和四十八年二月十七日

内閣総理大臣 田中 角栄

国会に提出する。

第一条 この法律は、地方公共団体の経営する交通事業について、当該事業の経営の再建その他経営の健全化を促進し、もつて住民福祉の向上と当該地域における交通の確保に資することを目的とする。

(経営の健全性の確保)

第二条 地方公共団体は、交通事業を経営するにあつては、常に、当該地域における交通需要に即応する事業運営の効率化と利用者負担の適正化を図り、経営の健全性を確保するように努めなければならない。

(国の配慮)

第三条 国は、地方公共団体の経営する交通事業の経営の健全化が円滑に推進されるように配慮

したものとする。

(交通事業再建計画の策定)

第四条 地方公共団体の経営する軌道事業(政令で定めるものを除く)及び自動車運送事業(以下「路面交通事業」という。)のうち実質上収支が均衡していないもので、昭和四十八年三月三十日において不良債務(政令で定めるところにより計算した流動負債の額が政令で定めるところにより計算した流动資産の額をこえる場合において、そのこえる額をいふ。以下同じ。)を有するもの(以下「赤字路面交通事業」という。)について、この法律によつて経営の再建を行なうとする地方公共団体は、当該地方公共団体の議会の議決を経て、その旨を政令で定める日までに自治大臣に申し出で、同年四月一日現在により、当該赤字路面交通事業の経営の再建に関する計画(以下「交通事業再建計画」という。)を定めなければならぬ。

この法律の施行の際現に路面交通事業について地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第四十三条第一項に規定する財政再建計画(以下「旧財政再建計画」という。)に係る同法第四十四条第一項の自治大臣の承認を得ている地方公共団体(以下「旧財政再建団体」という。)で、同法第四十五条の規定により起こした企業債(以下「旧財政再建債」という。)の未償還元金を有するものに係る前項の規定の適用いたしません。

交通事業再建計画は、当該赤字路面交通事業の経営の状況に応じ、昭和四十八年度以降十五年度以内に経営の健全性を確立するよう次の事項について定めるものとする。

一 経営の再建の基本方針

二 経営の改善及び合理化に関する措置の大綱

三 第六条第一項及び第二項の規定による地方

その他各年度の収支の見込みに関する事項で政令で定めるもの

(交通事業再建計画の承認等)

第五条 交通事業再建計画は、赤字路面交通事業を経営する地方公共団体の長が当該事業の管理者の作成する資料に基づいて作成し、当該地方公共団体の議決を経て、自治大臣の承認を得なければならない。この場合において、自治大臣は、その交通事業再建が合理的に達成できるよう、当該交通事業再建計画に必要な条件を付けて、当該交通事業再建計画を承認することができる。

前項の規定は、交通事業再建計画について承認を得た地方公共団体(以下「交通事業再建団体」という。)が当該交通事業再建計画を変更する場合について準用する。

交通事業再建団体の長は、交通事業再建計画に従つて予算を調製しなければならない。

再建事業(地方公共団体が交通事業再建計画について承認を得た赤字路面交通事業をいう。以下同じ。)の管理者は、交通事業再建計画に従つて当該再建事業の業務を執行しなければならない。

(交通事業再建債)

第六条 交通事業再建団体は、昭和四十八年三月三十一日における不良債務(旧財政再建団体である交通事業再建団体にあつては、不良債務の額から旧財政再建債の同日における未償還元金に相当する額を控除した額)の範囲内における

ある交通事業再建団体にあつては、不良債務の額から旧財政再建債の同日における未償還元金に相当する額を控除した額)の範囲内における

一時借入金の償還及び未払金の支払に充てるため、昭和四十八年度内において地方債を起こすことができる。

前項に定めるもののほか、同項に規定する未償

金の償還及び未払金の支払に充てるため、昭和

2 旧財政再建団体である交通事業再建団体は、前項に定める額の範囲内における一時借入金の償還及び未払金の支払に充てるため、昭和

四十九年度内において地方債を起すことがで  
きる。

3 第一項の地方債は昭和四十八年度以降十五年  
度以内に、前項の地方債は昭和四十九年度以降  
十四年度以内に、交通事業再建計画に基づき償  
還しなければならない。

(交通事業再建債の利子補給)

第七条 国は、毎年度予算の範囲内で、前条第一  
項及び第二項の規定による地方債(以下「交通  
事業再建債」という。)で利息の年率が三・五  
パーセントをこえるものにつき、当該交通事業  
再建債の当該年度分の利子支払額のうち、当該  
交通事業再建債の利息の年率から三・五パーセン  
トを控除して得た率(その率が三・六パーセント  
とするとする。)を定めることにより算定され  
るとき(三・六パーセントとする。)に政令で定め  
ることをこえるときは、三・六パーセントとする。  
五パーセントから三・五パーセントまでの率を  
加算した率を利息の年率として計算して得た額  
に相当する金額を利子補給金として当該交通事  
業再建団体に補給する。

(地方公共団体の一般会計の補助)

第八条 交通事業再建団体は、地方公営企業法第  
十七条の規定にかかわらず、毎年度、交通  
事業再建債の当該年度の元金償還額及び利子支  
払額に規定する額から前条の規定による利子補  
給金に相当する額を控除した額を一般会計から  
再建事業の特別会計に補助するものとする。  
(業務の執行の改善のための措置等)

第九条 白治大臣は、再建事業の業務の執行がそ  
の交通事業再建計画に適合しないと認める場合  
には、業務の執行を交通事業再建計画に適合さ  
せるため、当該交通事業再建団体に対し、当該  
再建事業の業務の執行について必要な措置を講  
ずることを求めることができる。

2 交通事業再建団体が第五条第一項後段(同条  
第二項において準用する場合を含む。次項にお  
いて同じ。)の規定により交通事業再建計画に付  
けられた条件に従わなかつた場合又は前項の求

めに応じなかつた場合には、白治大臣は、期間  
を定めて第七条の規定による交通事業再建債の  
利子補給金の補給を停止することができる。

3 前項の場合において、交通事業再建団体が同  
項の期間を経過しても第五条第一項後段の規定  
により交通事業再建計画に付けられた条件に従  
わず、又は第一項の求めに応じないため経営の  
再建の達成が著しく困難となつたと認められる  
ときは、白治大臣は、当該交通事業再建団体に  
係る第五条第一項の規定による交通事業再建計  
画の承認を取り消すものとする。この場合にお  
いて、当該承認の取消しの日以降の期間に係る  
第七条の規定による交通事業再建債の利子補給  
金の補給は、行なわないものとする。

(國係行政機関の長等に対する措置の申出)

第十一条 交通事業再建団体は、経営の再建に関し  
必要があるときは、國係行政機関の長、國係地  
方公共団体の長その他の執行機関及び公共的團  
体(以下「國係行政機関の長等」という。)に対  
し、バスター・ミナル等の施設の整備、交通規制  
その他の路線バスの円滑な運行を確保するため  
に必要な措置を講ずるよう資料を添えて申し出  
ることができる。

2 前項の申出があつた場合において、國係行政  
機関の長等は、当該地域における交通の確保を  
図るために必要があると認めるときは、適切な施  
策を講ずるように努めるものとする。

(交通事業再建債の引受け等)

第十二条 公営企業金融公庫は、交通事業再建團  
体が起つて交通事業再建債で一般の金融機関か  
らの融資を受けることが困難なものについて  
は、その受け受けを行なうように配慮するものと  
する。

2 公営企業金融公庫は、資金事情の許す限り、  
再建事業に係る一時借入金の資金の貸付けにつ  
いては、特別の配慮をするものとする。

(運用規定)

第十三条 地方公営企業法第四十四条第三項及び

第四十八条の規定並びに地方財政再建促進特別  
措置法(昭和三十年法律第百九十五号)第四条、  
第五条第二項、第七条、第十一条、第十四条、  
第十八条から第二十条まで及び第二十四条第一  
項の規定は、再建事業の経営の再建について準  
用する。

(白治大臣の権限の委任)

第十三条 白治大臣は、政令で定めるところによ  
り、この法律に定める白治大臣の権限のうち市  
町村に係るもの一部を都道府県知事に委任す  
ることができる。

(政令への委任)

第十四条 この法律の実施のための手続その他そ  
の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

の施行に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則

第一条 この法律は、公布の日から起算して三月  
をこえない範囲内で政令で定める日から施行す  
る。

(経過措置)

第二条 旧財政再建団体が第五条第一項の規定に  
より交通事業再建計画に係る白治大臣の承認を  
得たときは、当該団体の路面交通事業に係る旧  
財政再建計画に基づく財政の再建は、当該承認  
の日の前日をもつて完了したものとみなす。こ  
の場合において、当該団体の路面交通事業に係  
る旧財政再建債は、昭和四十九年三月三十一日  
までに償還するものとする。

2 前項の場合において、同項の旧財政再建債に  
係る当該承認の日以降償還の日までの利子につ  
いては、第七条及び第八条の規定を準用する。

(自治省設置法の一一部改正)

第三条 自治省設置法(昭和二十七年法律第二百  
六十一号)の一部を次のよろに改正する。

第一十二条第十号の次に次の一号を加える。

十の二 地方公営交通事業の経営の健全化の  
促進に関する法律(昭和四十八年法律第  
号)の施行に關すること。

第十七条第十五号の二の次に次の二号を加え  
る。

十五の三 地方公営交通事業の経営の健全化  
の促進に関する法律の規定による地方公営  
交通事業の交通事業再建計画及びその変更  
の承認並びに地方公営交通事業の業務の執  
行の改善のための措置等に關すること。

第四条 公営企業金融公庫法(昭和三十一年法律  
第八十三号)の一部を次のよろに改正する。

第九条中「三人」を「四人」に改める。

理 由

地方公営交通事業の現状にかんがみ、地方公営  
交通事業の経営の再建に關し、交通事業再建計  
画、交通事業再建債、これに係る利子補給等所要  
の措置を定める必要がある。これが、この法律案  
を提出する理由である。

○議長(前尾繁三郎君) 委員長の報告を求めま  
す。地方行政委員長上村千一郎君。

[上村千一郎君登壇]

[報告書は本号末尾に掲載]

○上村千一郎君 大だいま議題となりました地方  
公営交通事業の経営の健全化の促進に関する法律  
案につきまして、地方行政委員会における審査の  
経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、公営交通事業の深刻な経営危機をすみ  
やかに打開し、その存立維持をはかり、もつて地  
域における交通需要にこたえることができるよう  
緊急措置を講ずるため、路面交通事業に關する新  
たな経営の再建制度の発足その他の公営交通事業の  
経営の健全化の促進をはかるうとするものであります。

本案は、四月五日当委員会に付託され、六月一  
日江崎白治大臣から提案理由の説明を聽取した

後、本案審査の参考に資するため、六月十一日に

は京都へ、同十三日には仙台へ委員の派遣を行な

い、さらに、六月十四日には参考人から意見を聽取るなど、本案はもとより、地方公営企業制度の全般にわたって熱心に審査を行ないました。

六月二十一日本案に対する質疑を終了しましたところ、日本共産党・革新共同から、國の資本の明確化、再建計画の承認制の廃止、再建期間の短縮、合理化規定の削除、再建債の元利償還金の全額国庫補給、料金の届け出制等を内容とする修正案が提出され、林委員からその趣旨説明を聴取いたしました。

また、自由民主党から、交通事業再建債に対する國の利子補給の上限となる利率を、公営企業金融公庫の基準利率とすること等を内容とする修正案が提出され、中村委員からその趣旨説明を聴取いたしました。

次いで、兩修正案について内閣の意見を徴しましたところ、江崎国務大臣から、日本共産党・革新共同提出の修正案に対しては反対、自由民主党提出の修正案に対しては、やむを得ない旨の意見が表明されました。

次いで、討論を行ないましたところ、自由民主党を代表して愛野委員は、自由民主党提出の修正案及び同修正部分を除く本案に賛成、日本共産

党・革新共同提出の修正案に反対、日本社会党を

代表して岩垂委員は、本案に反対、日本共産党・革新共同を代表して林委員は、日本共産党・革新共同提出の修正案に賛成、本案及び自由民主党提出の修正案に反対の意見を述べられました。

次いで、採決を行ないましたところ、日本共産

党・革新共同提出の修正案は賛成少数をもつて否

決、自由民主党提出の修正案及び同修正部分を除く本案は賛成多数をもつて可決、よって、本案は自由民主党提出の修正案のとおり修正議決すべき

ものと決しました。

なお、本案に対し、自由民主党、日本社会党、

公明党及び民社党の四党共同提案により、都市交

通環境の抜本的整備、料金決定方式の改善、労使間

の信頼関係の維持、地方公共団体の自主性の尊

重、交通事業再建債の元利償還に対する地方公共

団体の一般会計の負担軽減措置、地下鉄建設費の

国庫補助率の引き上げ等を内容とする附帯決議を

付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

〔参考〕

地方公営交通事業の経営の健全化の促進に

関する法律案に対する修正案(委員会修正)

地方公営交通事業の経営の健全化の促進に関する法律案の一部を次のように修正する。

第四条第三項第一号中「合理化」を「効率化」に改める。

第七条中「当該交通事業再建債の利息の年率」の下に「(その年率が当該交通事業再建債を起こす年度において公営企業金融公庫が受け取る年率とする。)」を加え、「(その率が三・六パーセントとする。)」を削除するときには、三・六パーセントとする。

第十二条に次のただし書きを加える。

ただし、次条の規定により国会の議決を経なければならない場合又は政令で定める場合に該当するときは、大蔵大臣への協議は、要しないものとする。

第十四条第七号中「の使用又は収益の許可をしよう」を「を使用させ、又は収益させよう」に改める。

第十八条第一項に次のただし書きを加える。

ただし、行政財産である土地について、その用途又は目的を妨げない限度において、國

が地方公共団体若しくは政令で定める法人と一むねの建物を区分して所有するためこれら

の者に当該土地を貸し付け、又は地方公共團體若しくは政令で定める法人がその經營する

鉄道、道路その他公設の用に供する場合においてこれらの者のために当該土地に地上権を設定するときは、この限りでない。

第十八条第四項中「おいては、当該地方公共

団体、法人又は地方道路公社に前項の許可に係る」を「おいて、第一項ただし書きの地上権の設定

を受けたものが地方公共団体であるときは、担

び国有財産特別措置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

國有財産法及び國有財産特別措置法の一部を改正する法律案

右

国会に提出する。

昭和四十八年三月十四日

内閣総理大臣 田中 角栄

國有財産法及び國有財産特別措置法の一部を改正する法律案

(国有財産法の一部改正)

第一条 国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号)の一部を次のように改正する。

第十二条に次のただし書きを加える。

ただし、次条の規定により国会の議決を経なければならない場合又は政令で定める場合に該当するときは、大蔵大臣への協議は、要しないものとする。

第十四条第七号中「の使用又は収益の許可をしよう」を「を使用させ、又は収益させよう」に改める。

第十八条第一項に次のただし書きを加える。

ただし、行政財産である土地について、その

用途又は目的を妨げない限度において、國

が地方公共団体若しくは政令で定める法人と

一むねの建物を区分して所有するためこれら

の者に当該土地を貸し付け、又は地方公共團體若しくは政令で定める法人がその經營する

鉄道、道路その他公設の用に供する場合においてこれらの者のために当該土地に地上権を設定するときは、この限りでない。

第十八条第四項中「おいては、当該地方公共

団体、法人又は地方道路公社に前項の許可に係る」を「おいて、第一項ただし書きの地上権の設定

を受けたものが地方公共団体であるときは、担

該」に改める。

第十九条中「第二十五条まで」の下に「(前条場合にあつては、第二十一条及び第二十三条を除く。)」を加え、「前条第三項」を「前条第一項ただし書の貸付け若しくは地上権の設定又は同条第三項」に改める。

第二十二条第一項第一号中「ため池」の下に「用排水路」を加え、「又は」と「畜場」を「、と畜場又は信号機、道路標識その他公用具若しくは公用に供する政令で定める小規模な施設」に改める。

第二十六条中「前五条」の下に「(鉄道、道路その他の政令で定める施設の用に供される土地に地上権を設定する場合にあつては、第二十一条及び第二十三条を除く。)」を加える。

第二十八条第一号及び第二号中「費用の額」の下に「が当該用途の廃止時における当該財産の価額に對して占める割合に對応する価額」を加え、第二十九条の前見出し中「売払」を「売払い等」に改め、同条中「売払」を「売払い又は譲与」に改め、「買受人」の下に「又は譲与を受けた者」を加える。

第三十条第一項中「売払」を「売払い又は譲与」に改める。

第三十一条第一項中「但し」を「ただし」に改め、同条第三項中「第一項但し書」を「第一項ただし書」に、「左の各号の一に該当する事由がある」を「当該財産の譲渡を受けたものの管理が適切でないと認める」に改め、各号を削り、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項但し書」を「第一項ただし書」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 前項ただし書の規定により延納の特約をしようとする場合において、普通財産の譲渡を受けるものが地方公共団体であるときは、担

11

保を微しないことができる。

(国有財産特別措置法の一部改正)

第二条 国有財産特別措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「前項の規定」を「前二項の規定」に改め、同項後段を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

2 普通財産は、次の各号に掲げる場合においては、当該各号の地方公共団体、社会福祉法人又は更生保護会に対し、政令で定めるところにより、無償で貸し付けることができる。

一 地方公共団体において、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第三十八条に規定する保護施設、児童福祉法(昭和二十一年法律第六百六十四号)第七条に規定する児童福祉施設、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第十四条に規定する老人福祉施設、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第五条第一項に規定する精神薄弱者更生保護施設及び精神薄弱者福祉法(昭和三十五年法律第三十号)第十八条に規定する精神薄弱者保護施設のうち、政令で定めるものの用に供するとき、又は社会福祉法人(社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)第二十二条に規定する社会福祉法人をいう。以下同じ。)において、これらの法律の規定に基づき都道府知事若しくは市町村長の委託を受けた行なう当該委託に係る保護若しくは措置の用に供するとき。

一 地方公共団体又は更生緊急保護法(昭和二十五年法律第二百三号)第三条第一項に規定する更生保護会で民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人(以下「更生保護会」という。)を「社会福祉法人、更生保護会」に、「学校」を「学校施設」に改め、同条第二項中「(昭和二十五年法律第百四十四号)」「(昭和二十二年法律第六十四号)及び(昭和三十八年法律第二百三十三号)」を削る。

第四条を次のように改める。

第四条 削除

第六条中「第四条」を削り、「買受人」を

「買受人又は譲与を受けた者」に改める。

第六条の二第一項各号列記以外の部分を次のように改め、同項第二号中「共同住宅施設」として改め、同項後段を削る。

第三条第一項第一号ロ中「(昭和二十六年法律第四十五号)」を削り、同号ハ中「(昭和二十二年法律第二十六号)」及び「(又は第九十八条)」を削り、「学校(以下「学校」という。)の施設」を「学校の施設(学校給食の実施に必要な施設を含む。以下「学校施設」という。)」に改め、同号チ中「(昭和二十五年法律第二百三号)」を削り、同号ニ次のように加える。

ル 公害の防止のために必要な事業に係る施設で政令で定めるもの

ヲ 一般の利用に供するための体育館、水泳プールその他のスポーツ施設で政令で定めるもの

ワ 水防、消防その他の防災に関する施設

エ 政令で定めるもの

ミ フ ハ

ノ

ハ

カ

ク

ク

ハ

ハ

ハ

ハ

ハ

ハ

ハ

ハ

ハ

ハ

に供されているもの(居住の用に供する部分と事業の用に供する部分とが結合して併用住宅と認められる施設の用に供されているもの)を含む。)のうち政令で定めるもの(当該財産と一体として処分することが適当と認められる普通財産を含む。以下「特定普通財産」という。)を売り払うため特に必要がある場合において、当該特定普通財産につき使用する権利を有する者(当該特定普通財産が建物である場合におけるその敷地の所有者その他当該施設を取りこして、その敷地を住民に貸す目的で経営する住宅施設又は公共の用に供する施設(これららの施設とあわせて建設する施設で政令で定めるものを含む。)の用に供する場合において、当該建物の居住者を当該住宅施設に収容し、又は他の住宅施設の提供等他の場所へ移転させるため必要な措置をとるときは、当該財産を所管する各省各庁の長は、政令で定めるところにより、当該地方公共団体に対し、当該建物を譲りし、又はその敷地のうち国有のものを時価からその七割以内を減額した対価で譲渡することができる。

第六条の二第二項中「前項の公営住宅等を建設しないとき、又は建設した公営住宅等にその建設のために取りこわした建物の居住者を収容し供しないとき、又は同項の収容をしようとするときは、同項の必要な措置をとらない」に改める。

ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に掲げる期間以内とすることができる。

一 地方公共団体、学校法人、社会福祉法人、更生保護会、日本赤十字社又は公益事業その他の政令で定める事業を営む者に譲渡するとき。十年

二 居住の用に供されている普通財産を現に使用している者に譲渡するとき。二十年

三 特定普通財産を当該財産の権利者等に譲渡するとき。二十年

四 第十一条第二項中「第三十一項第二項及び第三項」を「第三十一項から第四項まで」に改め、同項後段を削る。

第十条第一項中「旧軍用財産は、大蔵大臣が

「普通財産は、各省各庁の長が当該財産の有効な利用を図るために改め、同条第二項から

第四項までの規定中「大蔵大臣」を「各省各庁の長」に、「旧軍用財産」を「普通財産」に改め、同条の次に次の二項を加える。

(特定普通財産の処理の特例)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(施行期日)

附則

第十条の二 貸借権その他の不動産を使用する権利の目的となつている普通財産で居住の用

(国有財産法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行前に公共財産の用途を廃止したことによつて生じた普通財産に対する第一条の規定による改正後の国有財産法第二十八条第一号又は第二号の規定の適用について

は、当該公用財産の用途の廃止は、この法律の施行の日にされたものとみなす。

2 この法律の施行の際現に存する第一条の規定による改正前の国有財産法第三十一条第一項ただし書の規定による延納の特約に附された条件のうち、担保の徵取を内容とするもので地方公共団体に対する延納の特約に附されているもの及び同条第三項第二号の解除を内容とするものは、この法律の施行の日以後は、附されていないものとみなす。

(国有財産特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この法律の施行前に第二条の規定による改正前の国有財産特別措置法(以下「旧措置法」という。)第六条の二第一項の規定により行なつた譲与又は譲渡に係る契約の解除については、なお從前の例による。

2 前条第二項の規定は、旧措置法第十一一条第一項の規定による延納の特約に附された条件について準用する。

(社会福祉事業等の施設に関する措置法の廃止) 第四条 社会福祉事業等の施設に関する措置法(昭和三十三年法律第百四十二号)は、廃止する。

2 旧社会福祉事業等の施設に関する措置法第二条の規定により貸し付けられた普通財産については、なお從前の例による。

(児童福祉法の一部改正)

第五十六条の五中「昭和二十七年法律第二百十九号」の下に「第二条第二項第一号の規定又は同法」を加える。

(身体障害者福祉法の一部改正)

第六条 身体障害者福祉法の一部を次のように改正する。

目次中「第三十八条」を「第三十八条の二」に改める。

第四章中第三十八条の次に次の二条を加える。

(準用規定)

第三十八条の二 社会福祉事業法第五十六条第二項から第四項までの規定は、国有財産特別

措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)第

二条第二項第一号の規定又は同法第三条第一項第四号及び第二項の規定により普通財産の譲渡又は貸付けを受けた社会福祉法人に準用する。

(生活保護法の一部改正)

第七条 生活保護法の一部を次のように改正する。

第七十四条の二中「昭和二十七年法律第二百十九号」の下に「第二条第二項第一号の規定又は同法」を加える。

(国有林野法の一部改正)

第八条 国有林野法(昭和二十六年法律第二百四十六号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「第二十五条まで」の下に「(鉄道、道路その他の政令で定める施設の用に供される土地に地上権を設定する場合にあつては、第二十一条及び第二十三条を除く。)」を加える。

(国有の炭鉱医療施設の譲渡及び貸付に関する特例法の一部改正)

第九条 国有の炭鉱医療施設の譲渡及び貸付に関する特例法(昭和二十九年法律第二百一十七号)の一部を次のように改正する。

第一条第二項中「売払」を「売払い又は譲与」に、「買受人」を「買受人又は譲与を受けた者」に改める。

第二条第二項中「第三十二条第一項及び第三項」を「第三十二条第一項から第四項まで」に

「前項但書」を「前項ただし書」に、「同条第三項中「第一項但書」を「同条第三項及び第四項中「第一項ただし書」」に改める。

(精神薄弱者福祉法の一部改正)

第十条 精神薄弱者福祉法の一部を次のように改正する。

目次中「第二十七条」を「第二十七条の二」に改める。

第五章中第二十七条の次に次の二条を加える。

(準用規定)

第二十七条の二 社会福祉事業法第五十六条第二項から第四項までの規定は、国有財産特別

措置法(昭和二十七年法律第二百十九号)第

二条第二項第一号の規定又は同法第三条第一項第四号及び第二項の規定により普通財産の譲渡又は貸付けを受けた社会福祉法人に準用する。

(老人福祉法の一部改正)

第十一条 老人福祉法の一部を次のように改正する。

第二十五条中「(昭和二十七年法律第二百十九号)」の下に「第二条第二項第一号の規定若しくは同法」を加える。

(国有農地等の売払いに関する特別措置法の一項改正)

第十二条 国有農地等の売払いに関する特別措置法(昭和四十六年法律第五十号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「第三十二条第二項」の下に「及び第三項」を加え、「同条第二項中「前項但書」」を「同条第二項中「前項ただし書」」に改め、又は同条第三項中「第一項ただし書」に改める。

(国有林野の活用に関する法律の一項改正)

第十三条 国有林野の活用に関する法律(昭和四十六年法律第二百八号)の一部を次のように改正する。

○議長(前尾繁三郎君) 委員長の報告を求めます。大蔵委員長鴨田宗一君。

[報告書は本号末尾に掲載]

〔鴨田宗一君登壇〕

○鴨田宗一君 ただいま議題となりました国有財産法及び国有財産特別措置法の一部を改正する法律案につきまして、大蔵委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

この法律案は、最近における社会的要請に即応して、国有財産の無償貸し付け制度及び減額譲渡または減額貸し付け制度の拡充を行なうため、そ

の対象として、社会福祉事業施設、義務教育施設、公害防止事業施設等を加えるとともに、国有財産の有効利用並びに管理処分の適正化及び合理化をはかるため、行政財産の処分等の制限に対する特例を設けるほか、管理委託制度の拡大、普通財産の処理の特例について合理化及び改善を行なうため、所要の措置を講ずることとしたものであります。

本案につきましては、審査の結果、去る二十二日質疑を終了し、直ちに採決いたしましたところ、全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対しては、全会一致をもつて附帯決議が付されましたことを申添えます。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(前尾繁三郎君) 採決いたします。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

PCB、水銀汚染等に関する緊急質問 (林義郎君提出)  
P C B、水銀汚染等に関する緊急質問 (土井たか子君提出)  
P C B、水銀汚染等に関する緊急質問 (中島武敏君提出)  
P C B、水銀汚染等に関する緊急質問 (瀬野栄次郎君提出)  
水銀・P C B汚染問題に関する緊急質問 (小宮武喜君提出)  
○中山正暉君 議事日程追加の緊急動議を提出いたしました。この際、林義郎君提出、P C B、水銀汚染が全

銀汚染等に関する緊急質問、土井たか子君提出、P C B、水銀汚染等に関する緊急質問、中島武敏君提出、P C B、水銀汚染等に関する緊急質問、瀬野栄次郎君提出、P C B、水銀汚染問題等に関する緊急質問、及び小宮武喜君提出、水銀・P C B汚染問題に關する緊急質問を順次許可されんことを望みます。

○議長(前尾繁三郎君) 中山正暉君の動議に御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(前尾繁三郎君) 御異議なしと認めます。

よつて、日程は追加せられました。まず、林義郎君提出、P C B、水銀汚染等に関する緊急質問を許可いたします。林義郎君。

〔議長退席、副議長着席〕

〔林義郎君登壇〕

○林義郎君 私は、自由民主党を代表して、水銀・P C B汚染問題について、総理をはじめ各大臣に質問を行ないます。

国民のたん白資源の五二%を魚類に依存しているわが国の状況、海外における日本漁業が諸外国から種々の制限を加えられつつある現在、沿海及び内海における水産業の役割はきわめて重要であります。養殖や栽培漁業の振興をはかるとともに、きわめて大切な施策として進められてきたところでもあります。西日本を中心として魚は食べられない、売れないといふ声が起り、全国に広がっています。

去る五月二十二日、熊本大学武内教授らによる「十年後の水俣病に関する疫学的、臨床医学的な研究」が発表され、この研究によれば、従来の水俣地区以外にも、有明町に十名の水俣病と区別し得ない症状を持つ患者が発見されました。その後、徳山にも水俣病類似患者がありました。その後、徳山にも水俣病類似患者があると報道されて以来、單に八代海、有明海、徳山湾のみならず、全国的に魚は水銀に汚染されているのではないかとの疑惑が広がりました。

さらに、六月四日水産庁より、P C B汚染が全

国で八水域に及ぶという発表があり、魚は水銀のみならずP C Bにも汚染されているのかと、国民の不安が一そう高まつたのであります。

こうした疑惑を晴らし、不安を解消し、国民の健康を最重点に考えて公害対策は進められなければなりませんが、公害の問題は、あくまで学問的、科学的論拠に立つてこれを進めるべきであり、飛躍した論理やいたずらなる宣伝的言説によつて解決されるべきものでないことは当然であります。

問題は、冷静なる判断によつて解決すべきものであります。

そこで、その上に立つてどのよう判断を下したのか、政府にお聞きしたい。

さらに、同時に発表された「水銀汚染から健康を守るために」という資料には、一週間に食べられる魚介類の量として、アジが十二尾、イカが二・三枚、サンマが五・八尾というような数字があげてあります。これだと、庶民には、イカとかサンマは汚染されている、あまり食べてはいけないのだ

といふような印象を受けます。ところが、現在までに行なわれました魚介類の現地調査では、イカ

やアジやサンマはほとんど水銀を含有していない

といふように聞いております。

厚生省の今回の資料では、「暫定的規制値○・三PPMをもとに計算してみますと」となつてお

りますが、この○・三PPMというのは第一に平均の数字であろうと思ひます。また、そのような魚が存在いたしますのは、水俣湾であるとか、あるいは徳山の沖合であるとかといふ特別の地域

でありまして、一般的に泳いでいるところの魚はこんな高濃度に汚染されたものではないと思いま

すが、どうであろうか。この発表で、実はイカ釣り業者は、漁獲が四割も下がつたということであ

りますが、もう少し親切に、また誤解のないよう

に発表すべきではないか。

第三は、魚の地域的汚染度の問題であります。

たとえば水俣湾等には高濃度に水銀ヘドロがた

まつてゐるよう推定されるが、外海の魚にそん

なに水銀が含まれているとは考えられない。私は、暫定基準を押見して、こうした汚染漁場につ

現状であります。

一体、日本人は古くからマグロを食べており、しかし、その一般人から水銀中毒患者が続出した

といふ話は聞いたことがありません。マグロの中には相当高濃度水銀があることはつとに知られたと

ころでありますが、それでも病気はなかつたといふことは、水銀は同じものでありますから、特別

の原因があつてのことと思われるであります。

こうした点について学問的に詰めておるのであります。

また、その上に立つてどのよう判断を下したのか、政府にお聞きしたい。

さらに、同時に発表された「水銀汚染から健康を

守るために」という資料には、一週間に食べられる魚介類の量として、アジが十二尾、イカが二・三枚、サンマが五・八尾というような数字があげて

あります。これだと、庶民には、イカとかサンマ

は汚染されている、あまり食べてはいけないのであります。

といふような印象を受けます。ところが、現在までに行なわれました魚介類の現地調査では、イカ

やアジやサンマはほとんど水銀を含有していない

といふように聞いております。

厚生省の今回の資料では、「暫定的規制値○・三PPMをもとに計算してみますと」となつてお

りますが、この○・三PPMというのは第一に平

均の数字であろうと思ひます。また、そのような魚が存在いたしますのは、水俣湾であるとか、あるいは徳山の沖合であるとかといふ特別の地域

でありまして、一般的に泳いでいるところの魚はこんな高濃度に汚染されたものではないと思いま

すが、どうであろうか。この発表で、実はイカ釣

り業者は、漁獲が四割も下がつたということであ

りますが、もう少し親切に、また誤解のないよう

に発表すべきではないか。

第三は、魚の地域的汚染度の問題であります。

たとえば水俣湾等には高濃度に水銀ヘドロがた

まつてゐるよう推定されるが、外海の魚にそん

なに水銀が含まれているとは考えられない。私は、暫定基準を押見して、こうした汚染漁場につ

いては、漁獲禁止措置を早急にとることが、それにより逆に庶民の魚に対する不信感を取り除くことになると思う。

ところで、現行の法制のもとでは、こうした異常な事態を想定した体系になつております。政府は、今国会にでも特別立法を提案するところの意図はないのか。

第四は、一般的環境調査の問題であります。有明海は、今回の暫定基準をもとにして、県調査の数字を見れば白であります。しかし、さらに周到な調査をし、国民の疑惑をぬぐいざるべきであると思うが、どうでしょうか。

第五、去る六月二十一日、水銀及びP.C.B.に関する調査をし、漁業者に対するつなぎ融資を政府は発表されました。

しかし、未端金利三分と聞いておりました。しかし、未端金利三分と聞いておりました。借りるほうの漁民は、全く自己の責任なしに生計の道を断たれ、とぼうにくれておるのであります。しかも、その汚染源らしきものはすぐ隣に存在している。各地で漁民から工場への補償請求は相次いでおります。こうした場合でありますから、このつなぎ融資は無利子であるべきであり、全く生活補償的な性格のものであるべきと考えます。事態は緊急を要するのでありますから、現行法のもとでそれが許されないのであるならば、汚染原因者と想定されるところの企業群に負担させるべきだ。さらにいうならば、汚染の原因、因果関係といふものが、後日明白になつた場合には、このつなぎ融資は、利金も含め、企業に求償すべきものと考えるが、どうか。

さらに、漁業者のみならず、鮮魚取り扱い業者、市場仲買い人はもとより、旅館等からも苦情が出ております。これらの関連事業に対してはどう無過失賠償責任を追及し得るのは健康被害に限られておる。生業被害をはじめとし、財産権侵害について一般原則に戻ることになつておる。すなわち

第六に、汚染原因者の責任問題であります。

現行法によれば、水質汚濁防止法においても、

無過失賠償責任を追及し得るのは健康被害に限られておる。生業被害をはじめとし、財産権侵害について一般原則に戻ることになつておる。すなわち

意図はないのか。

第七に、漁業者の責任問題であります。

第八に、漁業者の責任問題であります。

第九に、漁業者の責任問題であります。

第十に、漁業者の責任問題であります。

第十一に、漁業者の責任問題であります。

第十二に、漁業者の責任問題であります。

第十三に、漁業者の責任問題であります。

第十四に、漁業者の責任問題であります。

第十五に、漁業者の責任問題であります。

第十六に、漁業者の責任問題であります。

第十七に、漁業者の責任問題であります。

第十八に、漁業者の責任問題であります。

第十九に、漁業者の責任問題であります。

第二十に、漁業者の責任問題であります。

第二十一に、漁業者の責任問題であります。

第二十二に、漁業者の責任問題であります。

第二十三に、漁業者の責任問題であります。

第二十四に、漁業者の責任問題であります。

第二十五に、漁業者の責任問題であります。

第二十六に、漁業者の責任問題であります。

第二十七に、漁業者の責任問題であります。

第二十八に、漁業者の責任問題であります。

第二十九に、漁業者の責任問題であります。

第三十に、漁業者の責任問題であります。

第三十一に、漁業者の責任問題であります。

第三十二に、漁業者の責任問題であります。

第三十三に、漁業者の責任問題であります。

第三十四に、漁業者の責任問題であります。

第三十五に、漁業者の責任問題であります。

第三十六に、漁業者の責任問題であります。

第三十七に、漁業者の責任問題であります。

第三十八に、漁業者の責任問題であります。

第三十九に、漁業者の責任問題であります。

第四十に、漁業者の責任問題であります。

第四十一に、漁業者の責任問題であります。

第四十二に、漁業者の責任問題であります。

第四十三に、漁業者の責任問題であります。

第四十四に、漁業者の責任問題であります。

第四十五に、漁業者の責任問題であります。

第四十六に、漁業者の責任問題であります。

第四十七に、漁業者の責任問題であります。

第四十八に、漁業者の責任問題であります。

第四十九に、漁業者の責任問題であります。

第五十に、漁業者の責任問題であります。

第五十一に、漁業者の責任問題であります。

第五十二に、漁業者の責任問題であります。

第五十三に、漁業者の責任問題であります。

第五十四に、漁業者の責任問題であります。

第五十五に、漁業者の責任問題であります。

第五十六に、漁業者の責任問題であります。

第五十七に、漁業者の責任問題であります。

第五十八に、漁業者の責任問題であります。

第五十九に、漁業者の責任問題であります。

第六十に、漁業者の責任問題であります。

第六十一に、漁業者の責任問題であります。

第六十二に、漁業者の責任問題であります。

第六十三に、漁業者の責任問題であります。

第六十四に、漁業者の責任問題であります。

第六十五に、漁業者の責任問題であります。

第六十六に、漁業者の責任問題であります。

第六十七に、漁業者の責任問題であります。

第六十八に、漁業者の責任問題であります。

第六十九に、漁業者の責任問題であります。

第七十に、漁業者の責任問題であります。

第七十一に、漁業者の責任問題であります。

第七十二に、漁業者の責任問題であります。

第七十三に、漁業者の責任問題であります。

第七十四に、漁業者の責任問題であります。

第七十五に、漁業者の責任問題であります。

第七十六に、漁業者の責任問題であります。

第七十七に、漁業者の責任問題であります。

第七十八に、漁業者の責任問題であります。

第七十九に、漁業者の責任問題であります。

第八十に、漁業者の責任問題であります。

第八十一に、漁業者の責任問題であります。

第八十二に、漁業者の責任問題であります。

第八十三に、漁業者の責任問題であります。

第八十四に、漁業者の責任問題であります。

第八十五に、漁業者の責任問題であります。

第八十六に、漁業者の責任問題であります。

第八十七に、漁業者の責任問題であります。

第八十八に、漁業者の責任問題であります。

第八十九に、漁業者の責任問題であります。

第九十に、漁業者の責任問題であります。

第九十一に、漁業者の責任問題であります。

第九十二に、漁業者の責任問題であります。

第九十三に、漁業者の責任問題であります。

第九十四に、漁業者の責任問題であります。

第九十五に、漁業者の責任問題であります。

第九十六に、漁業者の責任問題であります。

第九十七に、漁業者の責任問題であります。

第九十八に、漁業者の責任問題であります。

第九十九に、漁業者の責任問題であります。

第一百に、漁業者の責任問題であります。

第一百一に、漁業者の責任問題であります。

第一百二に、漁業者の責任問題であります。

第一百三に、漁業者の責任問題であります。

第一百四に、漁業者の責任問題であります。

第一百五に、漁業者の責任問題であります。

第一百六に、漁業者の責任問題であります。

第一百七に、漁業者の責任問題であります。

第一百八に、漁業者の責任問題であります。

第一百九に、漁業者の責任問題であります。

第一百二十に、漁業者の責任問題であります。

第一百二十一に、漁業者の責任問題であります。

第一百二十二に、漁業者の責任問題であります。

第一百二十三に、漁業者の責任問題であります。

第一百二十四に、漁業者の責任問題であります。

第一百二十五に、漁業者の責任問題であります。

第一百二十六に、漁業者の責任問題であります。

第一百二十七に、漁業者の責任問題であります。

第一百二十八に、漁業者の責任問題であります。

第一百二十九に、漁業者の責任問題であります。

第一百三十に、漁業者の責任問題であります。

第一百三十一に、漁業者の責任問題であります。

第一百三十二に、漁業者の責任問題であります。

第一百三十三に、漁業者の責任問題であります。

第一百三十四に、漁業者の責任問題であります。

第一百三十五に、漁業者の責任問題であります。

第一百三十六に、漁業者の責任問題であります。

第一百三十七に、漁業者の責任問題であります。

第一百三十八に、漁業者の責任問題であります。

第一百三十九に、漁業者の責任問題であります。

第一百四十に、漁業者の責任問題であります。

第一百四十一に、漁業者の責任問題であります。

第一百四十二に、漁業者の責任問題であります。

第一百四十三に、漁業者の責任問題であります。

第一百四十四に、漁業者の責任問題であります。

第一百四十五に、漁業者の責任問題であります。

第一百四十六に、漁業者の責任問題であります。

第一百四十七に、漁業者の責任問題であります。

第一百四十八に、漁業者の責任問題であります。

第一百四十九に、漁業者の責任問題であります。

第一百五十に、漁業者の責任問題であります。

第一百五十一に、漁業者の責任問題であります。

第一百五十二に、漁業者の責任問題であります。

第一百五十三に、漁業者の責任問題であります。

第一百五十四に、漁業者の責任問題であります。

第一百五十五に、漁業者の責任問題であります。

第一百五十六に、漁業者の責任問題であります。

第一百五十七に、漁業者の責任問題であります。

第一百五十八に、漁業者の責任問題であります。

第一百五十九に、漁業者の責任問題であります。

第一百六十に、漁業者の責任問題であります。

第一百六十一に、漁業者の責任問題であります。

第一百六十二に、漁業者の責任問題であります。

第一百六十三に、漁業者の責任問題であります。

第一百六十四に、漁業者の責任問題であります。

第一百六十五に、漁業者の責任問題であります。

第一百六十六に、漁業者の責任問題であります。

第一百六十七に、漁業者の責任問題であります。

第一百六十八に、漁業者の責任問題であります。

第一百六十九に、漁業者の責任問題であります。

第一百七十に、漁業者の責任問題であります。

第一百七十一に、漁業者の責任問題であります。

第一百七十二に、漁業者の責任問題であります。

第一百七十三に、漁業者の責任問題であります。

第一百七十四に、漁業者の責任問題であります。

第一百七十五に、漁業者の責任問題であります。

第一百七十六に、漁業者の責任問題であります。

第一百七十七に、漁業者の責任問題であります。

第一百七十八に、漁業者の責任問題であります。

第一百七十九に、漁業者の責任問題であります。

第一百八十に、漁業者の責任問題であります。

第一百八十一に、漁業者の責任問題であります。

第一百八十二に、漁業者の責任問題であります。

第一百八十三に、漁業者の責任問題であります。

第一百八十四に、漁業者の責任問題であります。

第一百八十五に、漁業者の責任問題であります。

第一百八十六に、漁業者の責任問題であります。

第一百八十七に、漁業者の責任問題であります。

第一百八十八に、漁業者の責任問題であります。

第一百八十九に、漁業者の責任問題であります。

第一百九十に、漁業者の責任問題であります。

第一百九十一に、漁業者の責任問題であります。

第一百九十二に、漁業者の責任問題であります。

第一百九十三に、漁業者の責任問題であります。

第一百九十四に、漁業者の責任問題であります。

第一百九十五に、漁業者の責任問題であります。

第一百九十六に、漁業者の責任問題であります。

第一百九十七に、漁業者の責任問題であります。

第一百九十八に、漁業者の責任問題であります。

第一百九十九に、漁業者の責任問題であります。

第一百二十に、漁業者の責任問題であります。

第一百二十ーに、漁業者の責任問題であります。

た、その他水俣病といふものの治療方法であるとか、公害に対する科学的な究明といふものは、まだ未知なるのが非常に多い。今後、研究体制の強化には一段と力を入れなければならぬと考えておる次第でござります。

お答えをいたします。(拍手)

〔國務大臣齋藤邦吉君登壇〕

○國務大臣(齋藤邦吉君) お答えを申し上げます。

官外(号)

今回の規制の主な目的は、流通上大部分を占めております国内産の魚介類のうち汚染されたものを市場から排除し、汚染地の浄化をはかる、この二つにござります。しかしながら、魚がすべて〇・三PPMまで汚染されていることは考へておらず、市場においては汚染されてない魚や規制値以下の魚介類がほとんどを占めているものと思われる現状でござりますので、そこに例示いたしました数字といふものは摂取限度量を意味するものでないことは言ふまでもございません。

しかし、これらの点については説明がやや不十分のきらいがありますので、今後は御趣旨を十分体しまして、消費者に誤解を与えないよう説明をいたしたいと考えておる次第でござります。(拍手)

〔國務大臣櫻内義雄君登壇〕

○國務大臣(櫻内義雄君) 二点についてお答え申しあげます。

汚染された漁場の漁業の禁止につきましては、P.C.B.、水銀汚染等に関する緊急質問を許可いたします。土井たか子君。

〔土井たか子君登壇〕

○副議長(秋田大助君) 次に、土井たか子君提出、P.C.B.、水銀汚染等に関する緊急質問を許可いたします。土井たか子君。

〔土井たか子君登壇〕

○土井たか子君 私たちは、いま、心ある全世界の人たちの高度成長日本に対する驚異の眼が一変して、世界の環境破壊と人命の危機をもたらす、地球侵略の先兵日本という非難に変わりつつある事実を直視しなければなりません。(拍手)私たち全民族がいま、有機水銀とP.C.B.などの汚染にすっかり包囲されている今日の事態は、そのきびしい非難を裏書きしているのであります。

政府に対して、一刻も猶予を許さぬ、このわれわれの命運にかかる当面の重大事について、私は、日本社会党を代表し、緊急質問をいたしました。(拍手)

なお、暫定基準発表の際に配布いたしました資料について、漁種別週間摂取量についてのお尋ねがございましたが、その際に、例示した魚がすべて立つたものでござります。

また、それに伴う漁業補償については、原因者が負担の原則により支払われるべきであります。原因者が明確でない場合の措置として、つなぎ資金の融資を行なうこととしております。

最近、東京都内において、魚を食べ続けた三歳にはかり知れない深刻な衝撃を与えた有明海の第

暫定的規制値、すなわち〇・三PPM満度まで汚

染されておるとしても、それだけ食べても心配はないという趣旨を、消費者にわかりやすく表現した

といわれます。ある江東区の獣医さんのところに、

つとめ、天災融資法における激甚災の特別被害漁業者並みの三%とした次第であります。しかししながら、魚がすべて〇・三PPMまで汚染されていることは考へておらず、しかしながら、魚がすべて〇・

ものであります。しかししながら、魚がすべて〇・

おりません、市場においては汚染されてない魚や規制値以下の魚介類がほとんどを占めているものと思われる現状でござりますので、そこに例示いたしました数字といふものは摂取限度量を意味するものでないことは言ふまでもございません。

また、鮮魚商等については、漁業者に対する緊急措置との関連を配慮しつつ、目下関係省と緊急融資措置について検討を行なつておるところです。

また、鮮魚商等については、漁業者に対する緊急措置との関連を配慮しつつ、目下関係省と緊急融資措置について検討を行なつておるところです。

また、鮮魚商等については、漁業者に対する緊

P.C.B.という水銀が検出されるなど、容疑は十分あります。いま直ちに水銀蓄積による水俣病とは断りませんが、ネコの大好物の魚が水銀やP.C.B.で

汚染されてしまつたいま、ネコは最初の受難者であるかもしれません。

このことは、かつて熊本県の水俣で、人間が発病する直前に、ネコやカラスや豚などに異常があらわれたことを思い起こさせるのであります。よろよろ歩いていたネコが、ある日、てんかんのよ

うな発作を起こし、よだれを流して踊り回り、狂死ぬ。そして家々からネコの姿が消えていったとき、水俣病は、人間にはつきり姿をあらわしてい

たのであります。

カネミ油症では、人間の発病が表面化する半年も前に、P.C.B.が混入したダーク油配合のえさを食べた鳥が五十万羽も死亡しておられます。

小動物の異常を軽視するとたいへんなことになります。しかし、議者は警告しているのであります。

政府に対して、一刻も猶予を許さぬ、このわれわれの命運にかかる当面の重大事について、私は、日本社会党を代表し、緊急質問をいたしました。(拍手)

よる第二水俣、そしてこの五月二十二日、全国民

三水俣病であります。

第一水俣は、企業と政府が否定し続けたにもかかわらず、水俣病が表面化してから実に十七年、その水俣病を熊本大学がメチル水銀中毒と判定してからでも十四年、何ら根本対策らしい対策の講じられないまま、第二から第三、そうしておそらく第四、第五と、その被害は、政府の高度成長を通じて、重化学工業を中心とする臨海工業地帯を起點とし、日本列島全域を汚染したばかりでなく、北半球全域から地球全体を汚染し尽くしつつある惨状に目をおおうことはできないのであります。

(拍手)

すでに第一水俣病だけで死者は七十八人、そしていま認定されている患者五百五十八人、続々と認定のときを待つ申請者千人余り。だが、潜在患者の数は一万できかないとも、二万をこすともいわれております。いや、私たちすべて、一億総国民が潜在患者というべきであります。(拍手)

今後二十年、三十年を待たずして、私たちが頗る患者にならないという保証はどこにもないのであります。

そこで、第一に私の問い合わせたい点は、田中内閣の環境保全対策に対する基本的な姿勢であります。

生産過程を通じて排出される無機水銀が川を流れ、海に流れて猛毒の有機水銀に変身転化すると、いう学説は、もはや定説であり、一たび環境外部に出ても分解されないP.C.B.は、生物の体内に濃縮、蓄積をされ、しかも、たちの悪いことには、孫子の代に至る慢性毒性を持つというのが常識であります。しかるに、一体、日本の政府は、この定説や常識をいまだに承認していないのではないかといわれております。環境破壊においては、疑わしき場合といえども、これに対処する対策を確立することが、健康破壊を未然に防止する最も重要な基本的姿勢であることを忘れてはなりません。

昨年、国民のどうどうたる声に押されて、使用中のP.C.B.すべてを外に流出させないクローズドシステムに踏み切ったといわれる政府が、満足に全国の水銀、P.C.B.使用工場の実態を掌握しているなかつばかりか、常に事実を国民に公開することを拒み続けてきた態度は、公害企業と癡着した政府自身の行政が国民に背を向けた公害・汚染促進行政であつたと言わなくて何であります。う。(拍手)

いま政府のなすべきことの第一は、すでに吐き出された水銀とP.C.B.を完全に封じ込めること。規制ができると、それがどんなに欠点だらけで直ちに講ずることであります。總理、これができないと言われるのであれば、何ならすところのない田中内閣の無策と怠慢に対してもはや被害者は国民の不信と怒りは爆発寸前にあることを知らねばなりません。(拍手)

さて、二番目の問題は、規制に対する政府の施策であります。

水銀で〇・四PPM、メチル水銀で〇・三PPMという暫定基準をきめました。これも昭和四十三年八月に「水銀暫定対策要綱」が決定され、そこで水銀の許容限度を設定することにしながら五年もの間放置し、第三水俣病事件が起きてからやつと決定するといふ後手づくりであります。しかも、魚介類の基準については、最大の汚染が問題にされているマグロをはずし、摂取量については、感受性の高い妊娠や乳幼児に対する適用を心もとない行政指導によだねるという、平均値論の化けものであり、産業調和思想の妖怪であります。(拍手)

それは第一に、乳幼児、妊娠、病弱者にとっては全く救いがありません。第二に、沿岸汚染地域の住民、ことに漁民に犠牲を押しつけるものであります。そして第三に、主なる食生活のたん白源を失い、物価高にあそぐ主婦たちの日常の買いものにはますます不安と疑惑が高まるものであります。

P.C.B.も含めて今回の水銀規制を実効あるものにするため、予算、人員、施設の拡充に政府はどういう用意があるのか、總理並びに厚生大臣、これをはつきりお示し願いたいのであります。これを明らかにせずして、一体何のための、だれのための安全基準でありますか。

しかし、この際忘れられてならない、より基本的な問題は、そもそも規制の時が間違っているということであります。

農薬にしても、工業原料にしても、簡単な急性毒性テストぐらいを経て、あとは企業の猛烈な生産競争にやだねているのが、そもそも日本の政府、行政の間違いであります。(拍手)農民や消費者国民は、これらの物質を使うのではなくて、使

わせられているのが現実であります。単位面積当たりアメリカの十倍近く農業が狭い国土にさき散らされたわが国の、食糧も土壤も人体も、ひどく汚染されてしまふのは当然であります。

## 外 号 (号)

企業の活動は何にも増して優先され、犠牲者が出来るまで十二分の利潤追求が許され、犠牲者を認め初め行政はその対策に取り組む。そしてまた結局、企業には害のない、実態に見合った規制値が求められ、企業は再び代替物質を生産することによって利潤を吸引していく。このメカニズムは、昭和四十五年の公害国会で追放したはずの、古い公害対策基本法一条二項にいう、産業との調和のもとに国民の健康を考えるという、もはや許されない根本思想が、いまだに政府の手によってまかり通っているということにはかなりません。(拍手)今回の規制はまさに、水産業をも含め、産業との調和に基づく政治的妥協の産物であるといわれて、何の反論がありますよ。

水銀汚染の最も悲惨な犠牲者一人、十七歳の胎児性水俣病患者上村とも子ちゃんの、生まれながらにして動かぬからだで何とか訴えたげなまなざし。その取りかえしのつかない犠牲者が、そのしゃべれぬくびるからおそらく訴えたことはこうであります。すべての化学物質が合成され実用化されるまでには、徹底的な毒性テストが国民に対する公開のもとに慎重に行なわないと。環境庁長官並びに厚生大臣のこれに対す

る企業の活動は何にも増して優先され、犠牲者が出来るまで十二分の利潤追求が許され、犠牲者を認め初め行政はその対策に取り組む。そしてまた結局、企業には害のない、実態に見合った規制値が求められ、企業は再び代替物質を生産することによって利潤を吸引していく。このメカニズムは、昭和四十五年の公害国会で追放したはずの、古い公害対策基本法一条二項にいう、産業との調和のもとに国民の健康を考えるという、もはや許されない根本思想が、いまだに政府の手によってまかり通っているということにはかなりません。(拍手)今回の規制はまさに、水産業をも含め、産業との調和に基づく政治的妥協の産物であるといわれて、何の反論がありますよ。

第三点は、これらに対する損害賠償をどのように講ずるのか。また、直ちに漁業及び関連企業に対する損害賠償制度を確立すべきだと考えるのであります。(拍手)次に、魚食民族である日本国民は、主たん白源をすっかり汚染されているのであります。今日、国民は食生活に不安を非常に感じておりますが、國民のたん白源の確保についてどのように考えられるのか。農林大臣、これを明らかにしていただ

る公害による被害は、もはや取りかえのつかないと言えるほど人間の健康と命、魚介類に及んでいることはすでに述べたとおりであります。

人間の健康被害に関する救済措置については、今国会に公害による健康被害賠償制度が提案されると、幾つか前進した措置がはかられておりますが、財産や資源など物的被害についてはこうした制度が確立されておりません。水銀、P.C.B.等の汚染による魚介類の被害に対する公害は、すでに漁民は直接汚染源企業に損害賠償を要求しておりますが、魚介類の汚染による被害は漁業だけでなく、魚介類の流通を受け持つ仲買いの人や小売り商に至るまでの損害は発生しております。

第三点は、これらに対する損害賠償をどのように講ずるのか。また、直ちに漁業及び関連企業に対する損害賠償制度を確立すべきだと考えるのであります。(拍手)次に、魚食民族である日本国民は、主たん白源をすっかり汚染されているのであります。今日、国民は食生活に不安を非常に感じておりますが、國民のたん白源の確保についてどのように考えられるのか。農林大臣、これを明らかにしていただ

る施策をお伺いしたいのです。(拍手)

公害による被害は、もはや取りかえのつかないと言えるほど人間の健康と命、魚介類に及んでいることはすでに述べたとおりであります。

リ塩化ビフェニール汚染対策が満場一致で決議されたのであります。その後、総理に就任された田中首相に間髪を入れず私は質問主意書を提出し、最も汚染のはなはだしい瀬戸内海汚濁対策に対し

てただいたのであります。P.C.B.や水銀など汚染物質対策も含め、この際早急に瀬戸内海対策特別法が必要ではないかとの問い合わせて、総理の答えは、このときに及んで沿岸地域の開発のあり方について環境保全からどうすべきかを検討したといいう消極的なものであります。この際、本会議決議に従って何一つ実施されなかつた政府の国会親視と、末梢療法的な施策に終始している政府の態度は、強く糾弾るべきであります。

第一は、水銀、P.C.B.等について使用しているものの禁止措置をとれとの趣旨でございますが、政府としましては、水銀等汚染対策推進会議を設置いたしまして、対策の総合的な推進につとめておるところであります。基本的には、環境に悪影響を及ぼすおそれのある有害物質は極力使用しないことが望ましいと考えており、P.C.B.について一部のものを除いて完全に使用を中止させ、安全な代替物質への転換を進めておるであります。また水銀につきまして、クローズドシステム化の推進、電解ソーダ法の隔膜法への転換等に

て働く人間の食べものが汚染されて、奇形児や難病、奇病が常態化するような社会がつくられていぐのでは、それはまさに日本列島破滅論以外の何ものでもありません。(拍手)佐藤前首相の新全国総合開発計画を大きく上回る、昭和六十年G.N.P三百兆円を目指すウルトラ超高度成長政策列島改造論を撃回し、筑波大学法案や防衛二法案の強行立法として今回成立を目指してわが党がすでに提案し努力している瀬戸内海環境保全特別措置法の実現に熱意を示されるべきであります。総理、その熱意のほどを、不安と絶望のうちに追い込まれた

ものでもあります。(拍手)佐藤前首相の新全国総合開発計画を大きく上回る、昭和六十年G.N.P三百兆円を目指すウルトラ超高度成長政策列島改造論を撃回し、筑波大学法案や防衛二法案の強行立法として今回成立を目指してわが党がすでに提案し努力している瀬戸内海環境保全特別措置法の実現に熱意を示されるべきであります。総理、その熱意のほどを、不安と絶望のうちに追い込まれた

最後に申し上げたいのは、忘れるしない一年前、この衆議院の本会議場で、七項目にわたるボ

て、私の緊急質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣田中角栄君登壇〕

○内閣総理大臣(田中角栄君) 土井たか子君にお答えをいたします。

めてまいりたいと考えます。

第三は、瀬戸内海の環境保全についてでござりますが、現在排水基準の強化、下水道整備の促進、屎尿処理施設の整備促進等の対策を鋭意進められておるのであります。今後さらに汚染の実態、メカニズムの解明を急ぎ、これらの結果を踏まえて、沿岸地域の環境保全を具体的にどのように進めるべきかを明確にする環境保全マスター・プランの策定及び各種対策の強化拡充をはかることにいたしております。

なお、本問題につきましては、各党提案の議員立法もありますし、政府も前向きに検討いたしております。次に、列島改造の問題でございますが、日本列島改造すなわち国土総合開発は、片寄った国土利用を改め、国土全体の均衡のとれた発展をはかり、きれいな空気と水、緑に恵まれた、住みよい暮らしい地域社会を計画的に建設しようとするものであります。(拍手)これは、今日まさに全国民の要望する政策課題であり、政府としては積極的にこれを推進してまいりたいと考えます。

以上。(拍手)

〔國務大臣櫻内義雄君登壇〕

○國務大臣(櫻内義雄君) 公害等による被害については、原因者負担の原則により原因者によつて補償がなされるべきであるという基本的態度は、先ほど環境庁長官から示されたところでございまして、私もそのとおりに心得ておるわけであります。

す。

生業被害等については、関係者間の話し合いでござりますが、このたびの被害の深刻さにかかる箇定及び各種対策の強化拡充を講ずることとしたたしておるのであります。

たん白源の確保につきましては、農林省は從来國民に食糧の安定供給を一大使命といたしておりますが、私としては安定供給かつ安全供給をしなければならないと存じます。今回の安定基準が示されたのでありますから、これによつて確保につとめてまいりたいと思います。(拍手)

〔國務大臣中曾根康弘君登壇〕

○國務大臣(中曾根康弘君) PCBや水銀の汚染に關しましては、心から遺憾の意を表する次第でござります。

通産省といたしましては、有害物質は極力これを使用させないという方針のもとに、いま指導しております。

PCBにつきましては、製造、使用を中止させまして、代替品によつてこれを行なわしめており

ますが、一部熱媒体につきましては、本年中にこ

れをかえるように、新幹線用のトランクにつきま

しては、本年度中にこれを代替するよう、これ

ですべてPCBの使用は中止されるということにな

ります。

第二に、水銀につきましては、全面禁止をいま

すぐやることは困難な事情にあります。基準を顧

守させまして、万全の措置を講じつつあるのが実情であります。

水銀法ソーダ工業につきましては、特定水域について本年末まで、それからほかの水域等については四十九年九月までにこれをクローズドシステム化すべく指導しています。五十年九月を目途といたしまして、隔膜法に転換するよう極力指導しておるところでございます。

なお、水銀、PCBの企業につきましては、四半期ごとに使用の收支の報告をさせて、これを監視することといたしております。

なお、今国会に化学物質の規制法を提案してお

りまして、本法の通過により、さらに監督を厳重にしていくつもりであります。(拍手)

〔國務大臣齊藤邦吉君登壇〕

○國務大臣(齊藤邦吉君) 食品衛生の監視体制の充実につきましては、從来から監視員の増員等、必要な経費を確保することにつとめており、今後とも一そく強化につとめてまいりたいと考えております。

第一点は、新しい化学物質、これは分解にく

い場合が多くして、また有害な場合は、これは回

収は至つて困難でありますから、したがつて、いか

に生活に便利であつても、有害なものは製造をス

トップさすことが必要である。新しく政府が提

案をいたしております化学物質に対する製造の規

制も、安全性が確認されるまでは、疑わしい場合

は製造を認めない、こういう規制を行なおうとい

う立法の趣旨であります。

第二点は、生業の被害に対しても補償の制度を

設けよといふことでございます。今日、漁業と

か農業に対する被害などを見ますと、こういふ

日本人のたん白質摂取量としての魚介類の比率は約二三%を占めておるのでございますが、今回示

しました魚介類の過剰許容摂取量による魚介の摂取のあり方では、たん白質の補給面で、国民の健康保持上特に支障はないものと考えておる次第でございます。

なお、汚染地における乳幼児、妊娠、多食者に

対しましては、今後とも特段の指導を加えてまい

る考えでございます。(拍手)

〔國務大臣三木武夫君登壇〕

○國務大臣(三木武夫君) 土井議員にお答えをいたします。

第一点は、新しい化学物質、これは分解にく

い場合が多くして、また有害な場合は、これは回

収は至つて困難でありますから、したがつて、いか

に生活に便利であつても、有害なものは製造をス

トップさすことが必要である。新しく政府が提

案をいたしております化学物質に対する製造の規

制も、安全性が確認されるまでは、疑わしい場合

は製造を認めない、こういう規制を行なおうとい

う立法の趣旨であります。

第二点は、生業の被害に対しても補償の制度を

設けよといふことでございます。今日、漁業と

か農業に対する被害などを見ますと、こういふ

制度の必要性は私も認めるわけであります。

ただ、生業とか財産の補償問題は、いろいろとそ

の懸念がさまざまである。また、因果関係が必ずしも解明されない場合があるというので、この制

度を定着させには、やはり相当の研究が必要といたしますから、いまこう制度を実現させことが必要である、こういう前提のもとに真剣に取り組んでおる次第であります。

また、環境調査に対する政府の態度についてであります。これからいろいろな環境調査を全般的に推進するわけであります。そういう場合に隠し立てをする考えは全然ありません。調査をした結果はこれほど公表する。そしてやはり国民との間の信頼関係がなければ公害行政は推進できなといいう確信のもとに、できるだけ調査の結果は公表をいたす所存でござります。(拍手)

○副議長(秋田大助君) 次に、中島武敏君提出、P.C.B.、水銀汚染等に関する緊急質問を許可いたします。中島武敏君。

〔中島武敏君登壇〕

○中島武敏君 私は、日本共産党・革新共同を代表して、現在重大な社会問題、政治問題となつてゐる水銀、P.C.B.など有害物質による汚染問題について、田中総理並びに関係大臣に質問をいたします。

熊本大学第二次水俣病研究班による第三水俣病の発見に引き続き、有明海沿岸各地、徳山湾などに水俣病の疑いのある患者が発見され、さらに全国各地でおそるべき水銀、P.C.B.による魚介類の汚染の実態が次々と明らかになり、国民の不安は日々とに高まっています。多くの漁民もま

た出漁停止のやむなきに追い込まれるという深刻な事態に直面しています。いまや国民の食生活と健康、漁民と関連業者の営業と生活は、きわめで大きな不安と危機にさらされているのであります。このことは、公害問題が一そう深刻な社会問題として新しい段階に達していること

を明白に示すものであります。(拍手) 今日の事態を招いた根本原因は何か。それは、国民の命と暮らしを無視し、大企業の利潤を第一として、公害たれ流しを容認してきた歴代自民党政権の高度成長政策にあることは、だれの目にも明白であります。(拍手) 大企業本位、公害の全国への拡散、国土と環境破壊の高度成長政策、そして日本列島改造計画が、公害規制とは全く両立しないものであることは明らかであります。

総理、あなたは、今回の魚介類の汚染の原因がどこにあると考えているのか、どのようにして国民の不安を取り除こうと考えているのか、まず明確な答弁を求めるものであります。(拍手)

政府は、昨日の対策推進会議で、水揚げ地、集荷市場で検査を行なうことを始めたとのことです。が、現在の地方自治体の人員、機材等の体制で十分やれると思つていいのですか。不十分だといふならば、どう強化しようとしているのでしょうか。環境庁長官の答弁を求めます。

第三に、政府は、住民の健康調査は環境調査のあとで行なうなどとやうちよなことをいついています。第三に、政府は、住民の健康調査は環境調査を行なうまでもなく、すでに魚介類の高濃度汚染が問題になつてゐる水域沿岸については、もまた大きな不安を持つていて。あらためて環境調査を行なうまでもなく、すでに魚介類の高濃度汚染が問題になつてゐる水域沿岸については、少なくとも漁民、鮮魚商などに對する健康調査は直ちに行なうべきではありませんか。いつこれ

をやるのか。環境庁長官の考えはどうか。答弁を

た出漁停止のやむなきに追い込まれるという深刻な事態に直面しています。いまや国民の食生活と健康、漁民と関連業者の営業と生活は、きわめで大きな不安と危機にさらされているのであります。このことは、公害問題が一そう深刻な社会問題として新しい段階に達していること

を明白に示すものであります。(拍手) 今日の事態を招いた根本原因は何か。それは、国民の命と暮らしを無視し、大企業の利潤を第一として、公害たれ流しを容認してきた歴代自民党政権の高度成長政策にあることは、だれの目にも明白であります。(拍手) 大企業本位、公害の全国への拡散、国土と環境破壊の高度成長政策、そして日本列島改造計画が、公害規制とは全く両立しないものであることは明らかであります。

総理、あなたは、今回の魚介類の汚染の原因がどこにあると考えているのか、どのようにして国民の不安を取り除こうと考えているのか、まず明確な答弁を求めるものであります。(拍手)

政府は、昨日の対策推進会議で、水揚げ地、集荷市場で検査を行なうことを始めたとのことです。が、現在の地方自治体の人員、機材等の体制で十分やれると思つていいのですか。不十分だといふならば、どう強化しようとしているのでしょうか。環境庁長官の答弁を求めます。

第五に、漁民、鮮魚商その他関連業者の営業と生活の問題であります。漁民は出漁でまず、汚染水域の鮮魚商は、壊滅的打撃を受け、東京でも売上は半減という苦況をいられていて。第三に、政府は、住民の健康調査は環境調査のあとで行なうなどとやうちよなことをいついています。第三に、政府は、住民の健康調査は環境調査を行なうまでもなく、すでに魚介類の高濃度汚染が問題になつてゐる水域沿岸については、もまた大きな不安を持つていて。あらためて環境調査を行なうまでもなく、すでに魚介類の高濃度汚染が問題になつてゐる水域沿岸については、

また、発生源が特定しがたい場合、特定できるに關係大臣の明確な具体的な答弁を求めるものであります。まことに、厚生省が一昨日発表した暫定基準は、まだ政府が立てかえ払いをする用意がありますが、つなぎ融資程度でお茶を濁せる問題とはわけ

数値そのものについてさえ科学者の間で異論があります。

第四に、小さな魚屋が、売った魚で中毒患者が一人でも出たら、たちまち営業停止になるのに、たれ流しをしている大工場は、どうして操業停止

にならないのか、これが町の魚屋さんの偽らざる声であります。(拍手)

なぜ大企業の水銀、P.C.B.の排出を、直ちに法的に行なうとするのですか。猶予期間が必要だといふことは理由になりません。熊本水俣病発生以来十七年間の猶予期間でもまだ不足なのですか。環境庁長官の明確な答弁を求めて

が違います。これをやる気がありますか。さらに、打撃を受けている漁民及び関連業者に対する税の减免は当然のことだと思いますが、これらの点について、総理の明確な答弁を求めます。

最後に、公害法の抜本的な改正問題について伺います。

今日の事態は、公害法の改正が緊急の課題であることをだれの目にも明らかにいたしております。しかるに田中総理は、日本共産党・革新共同の提起した公害法改正要求に対しても真剣に取り上げようとはせず、必要はないとの拒否し続けてきました。企業責任をあいまいにして、水銀やP.C.B.の排出を認められるような現行公害法でどうして公害を防ぐことができるでしょうか。また、公選制の公害委員会の設置についても、総理は、企業の立ち入り調査は行政庁が行なうからその必要はない、と答えてきました。熊本水俣病発生以来十七年間、水銀の調査一つ行なわぬような政府のもとにあっては、住民の監視なくして公害の防止はあり得ません。(拍手)この住民の権利を保障していない現行公害法でどうして公害が防げるでしょうか。今日、国民の生命と健康の危機を前にして、なおかつ、従来どおり、公害法改正の必要なしという立場を固執されるのか、それとも、従来の態度を改めて、日本共産党・革新共同の提起したように公害法を抜本的に改正されるのか、田中総理の明確な答弁を求めて、私の質問を終わります。(拍手)

○内閣総理大臣(田中角栄君) 中島武敏君にお答えをいたします。

水等が汚染されるのは一体どうしたことかといふことでもいますが、端的に申し上げると、化學工業の発達と新化学物質の発見と使用等によりまして、その効用の反面、公害のあることといふものに対して、基準があいまいであります。また、その蓄積というものが複合公害として起こるといふことに対しても、制度や基準ができておらなかつたというような面がきびしい公害を引き起こしたものであるといふふうに理解をいたしておりまます。また、その意味でいろいろな法制を整備し、組織を拡充しておることは御承知のことおりでござります。

第一は、水銀、P.C.B.など有害物質により、国民に不安を与えたことについてどのよだな責任を感じておるかの趣旨の御発言でございましたが、水銀、P.C.B.等の有害物質による魚介類等の汚染問題が広範な海域で発生しましたことはまことに遺憾であります。政府としては、水銀等汚染問題の重要性と緊急性にかんがみ、先般水銀等汚染対策推進会議を設けて、総合的かつ効率的な対策を強力に推進をしておるところでございます。すなわち、国民の不安をすみやかに解消するため、魚介類の暫定的基準を設定し、また、被害漁業者に対する融資を行なうこといたしておるのであります。その際には、利子補給につき高率の助成を行なって、漁業者等の救済措置を講じてまいります。

以上。(拍手)  
〔國務大臣三木武夫君登壇〕  
○國務大臣(三木武夫君) 中島議員にお答えをいたします。  
公害対策基本法につきましては、現行規定の運用により十分対処し得るものであり、現在のところ公害改正は考えておりません。

また、関連個別法及びこれに基づく規制基準等については、従来より必要に応じ改定強化をはかつてまいりましたが、今後ともこの方針に沿って改定強化をはかつてまいります。よって、共産党案を採用する意思はありません。

それから、損失を受けた漁民等に対する補償や援助についてのお話がございましたが、先ほどからお答えを申し上げておりますとおり、生活資金及び経営資金につきましては、天災融資法に準じて、検査のつどこれを公表して、一般の消費者に対する不安の解消に役立てたいと考えております。

第二の、健康調査についてであります。有明海のよだな問題のある地域には、直ちに健康調査をいたしたいと思つております。しかしながら、全国的に環境調査をするわけでありますから、全國一齊の健康調査といふことも、これは容易なことでございませんので、環境調査の結果を待つて、必要な地域に対しても健康調査を行なつて、健康に対する国民の不安の解消につとめたいと

思っております。

また、水銀の関連工場に対しても、これはもうクローズドシステムと申しますか、排水を外に出さないような方式に、問題の水域では今年中にみんな切りかえる。生産工程をみな切りかえて、水銀を外に出すよろなことのないような方法を講じたい。さらに、通産省によって、隔膜法によって全然水銀を使わないような生産工程に切りかえる作業もいたしておるわけございますから、こういう点は、根本的に水銀問題といふものは、生産工程を通じて解決をしたい所存でございます。

〔國務大臣齋藤邦吉君登壇〕

○國務大臣（齋藤邦吉君） 今回の水銀に関する魚介類の基準は、内外の最近の資料、知見に基づき科学的な根拠に基づいてきめたものでございまして、汚染物質の体内滞留期間なども十分考慮いたしまして、科学的な専門家によつて策定されたものでございます。しかもその内容は、スウェーデン、アメリカ、カナダの基準よりきびしいものでありまして、この基準が守られる限り、国民の健康をそこなわないと確信をいたしておる次第でございます。

なお、今回の措置は緊急の暫定措置でござりますので、なお将来検討の上、必要があれば法的効力を持たず、これも一つの方法であると考えておる次第でございます。

なお、今回の措置は、汚染地において検査体制を強化し、汚染しておる魚はこれを排除し、食せ

んの安全をはかる。こういう趣旨に出でるものでございますから、厚生省は全国の市場の監視を強化するほか、問題となつておる水域に、特に産地市場において集中的に監視する体制をすみやかに整え、その検査結果をすみやかに公表することといたしたいと考えておる次第でございます。

（拍手）

○副議長（秋田大助君） 次に、瀬野栄次郎君提出、P.C.B.・水銀汚染問題等に関する緊急質問を許可いたします。瀬野栄次郎君。

〔瀬野栄次郎君登壇〕

○瀬野栄次郎君 私は、水銀、P.C.B.等による総汚染について、田中總理並びに閣僚大臣に対し、今後の対策について、公明党を代表し緊急質問をいたします。

地球的規模で環境汚染が進む中で、人類が体験した最も悲惨な産業公害の犠牲者である水俣病が、水俣湾、阿賀野川にとどまらず、ついに熊本大学研究班によつて、有明海沿岸における第三の水俣病の発見となり、さらに第四、第五の水俣病と日本にかかる患者が、大牟田、瀬戸内海の徳山、さらに熊本県不知火海沿岸地域からの県外移住者の中からも続々発見されるなど、全国的な広がりを見せておるのでございます。

加えて、P.C.B.による海域、魚介類、土壤等の深刻な総汚染の実態があらためて浮き彫りにされるのでございます。

この安全をおおい、社会不安が日増しに拡大しております。これは、自民党政府による高度経済成長政策が、人間生命を軽視してきた害毒をまさまで證明する以外の何ものでもあります。

（拍手）

そこで私が、最初に伺いたいことは、このようないくつかの問題は、以前からその危険性が指摘され、安政が、いかに事態の認識を欠き、科学技術の発展による飽くなき経済成長の追求にのみ目を奪わぬ事態を招いたことは、これまでの政府の公害行政が、いかに事態の認識を欠き、科学技術の発展による飽くなき経済成長の追求にのみ目を奪われ、その裏面にある生命の破壊作用を無視してきたかということを証明して余りあるのであります。

このような事実を、田中總理並びに環境庁長官はどうとらえ、總理としてどのような反省と責任を感じておられるのか。また、今後の対策の根本に何を置き、対処されようとしておられるのか、公害、環境破壊に対する基本的な御見解を伺いたいのであります。

また、日本列島改造計画を中心とした自然の生態系を守る方策について、田中總理の答弁を求めるものであります。（拍手）

次に、総汚染による漁業の危機についてお伺いする次第でございます。

第三に、公害源となる企業の社会的責任の欠如についてお伺いするものであります。

汚染の実態が解明されるに及んで、企業の無責任かつずさんな有害物質管理及び処理が白日のもとにさらけ出されようとしております。山口県の徳山曹達等における五百トン以上の未回収水銀、また、全国のアセトアルデヒド工場及び塩化ビニール工場の持つ四百三十五トンに及ぶ未回収水

銀は、工場の排水口及び周辺の魚介類の水銀汚染度から見て、不法にたれ流されていることは明らかであります。調査、総点検によつて、企業の不法行為が明らかになつた場合は、公害罪を適用して厳重に処罰すべきであると同時に、水銀等の有害物質の全面的使用禁止をとるべきことを求めるものであります。

さらにまた、政府は、このような公害のたれ流しをどのように絶滅していくのか、具体的対策をお伺いするところに、これらの企業のたれ流しを放置してきた政府の責任について、総理並びに関係大臣の答弁を求めるものであります。

第四点として、汚染源の究明等の総点検及び漁業補償についてお尋ねします。

政府がとり行なおうとしている各種総点検、調査については、その結果のすみやかな公表はもちろること、汚染源の究明、有害物質の処理状況等の重要な調査であることから考えて、従来の企業擁護的調査を排し、厳格、公平なる調査を期するためには、被害者である漁民の代表も調査に加えて、従来の企業擁護的調査を排し、厳格、公平なる調査を期するべきであると主張するものであります。

また、調査によつて判明した汚染源企業に対しても、操業の停止を含む強い措置をとるべきことを求めるとともに、汚染源企業に対する措置の扱いについては、被害者である漁業関係者の意見を第一に聞くべきであると考えるのであります。が、

第五点に、漁業被償についてであります。  
漁業被害は、魚介類の売り上げが約半分に激減するなど、漁民から、小売り、流通業者、すし屋等の飲食店、さらに鏡光業者等の全国的規模に広がりつつあります。

特に、熊本県等の汚染地域においては、漁獲禁  
止、汚染魚の廃棄や出荷停止、汚染企業との争い  
などによって、ペニク状態をおちいつておりま  
す。唯一の生活手段を奪われた漁民の心情は、す  
ことに察するものがあるのであります。行商に  
行つた人が魚を売りに行けば、毒を売りにきたの  
かといつて皆さんから批判を受けて、悲しい姿で  
帰つてきたり、また、客に中毒患者が一人でも出  
れば、魚屋は当然営業停止になる。ところが、大  
企業はたれ流しをしてもほつておく。このようだ  
ことが行なわれてよいのでありますよ。

金融公庫、天災融資法による融資でお茶を濁しておる実情であります。企業対漁民の力関係による不当な補償を避けるためにも、政府は、漁民の側に立って補償交渉のリーダーシップをとるべきだ、と考えるのであります。

て、被害者の請求と原状回復が困難である場合に限つて、金銭による補償が許されることを明記しておられます。

漁民が真に望むのは、きれいな海のことで、P.C.B.、水銀の含まれていないきれいな魚を取り扱うことです。いとこどあります。政府は、公明党案に沿って、かつ、漁民の真の希望の上に立って、漁業整備権を進めさせていくべきと考えるのであります。が、これらについての具体的対策及び法的措置について、どのようにお困りされるのか。また、考へて、

源が不明確な場合、無過失責任を適用し、関係会社全体に損害賠償を行なわせるべきだと思うのですが、この点について御答弁を求めます。

（拍手）  
さらだ、漁業補償のおくれる漁業被害者に対する対応では、政府が立てかえ払いを行ない、現実に困っている漁民に救済の手を差し伸べるべきである。考えますが、総理並びに関係大臣の所信を承ります。（拍手）

アーチーは、アーチーの妻の夫であるアーチーの夫です。

熊本大学の調査をきっかけに、これまでから多数の水俣病患者及び死亡者が発見されており、この中には、不知火海沿岸出身の県外移住者も含まれており、不知火海沿岸出身者及び水銀度計製造工場等の水銀使用工場の従業員についても、早急に健康診断を行なう必要があります。さらに、調査によって判明した水銀中毒患者につ

では、熊本県内の非認定患者とともに早急に公害病に認定して、手厚い医療保障をするとともに、汚染源企業による被害者への補償がすみやかに行なわれるよう、政府は、最後まで責任を持つべきであると考えるのであります。また、治療法の早期究明を行なうとともに、さらに、水俣病総合センターの設置並びに水俣湾のヘドロ処理及び水俣湾の港湾計画について、どのように推進していくかれるのか、総理及び関係大臣にお伺いするものであります。

第七に、かけがそのない生命と日本列島を守る基本的な問題、並びに総理の決意についてお尋ねいたします。

わが党は、国民の生存権を脅かす総汚染、環境破壊の現状に立って、国民の環境権を確立し、環境保全施策上の基本的要件等を明示した環境保全基本法案を、今国会に再び提出しておりますが、いまやその制定は急務であります。これについての総理並びに環境庁長官の御見解を求めるものであります。

最後に、真の公害対策を推進するためには、為政者が公害の実態を自分の目で見、公害の悲惨な犠牲者の声をじかに聞くことが何よりも大事であります。その意味において、一国の最高責任者たる総理大臣が、公害の原点といわれ、しかも悲惨な犠牲者である水俣病患者及び漁業被害者に直接会われ、皆さんの悲痛な叫び、そしてまた、要求に耳を傾け、的確な対策を推進すべきことを強

く總理に提言し、私の緊急質問を終わります。

(拍手)

〔内閣総理大臣田中角栄君登壇〕

○内閣総理大臣(田中角栄君) 瀬野栄次郎君にお

答えをいたします。

まず第一は、公害汚染に対する責任と今後の対

策についての御発言についてでございますが、わ

が国経済の発展過程において、環境破壊など各種の

ひずみが生じてきたことは否定できません。政府

としても、この事実を率直に認識し、その解決に全

力を尽くすとともに、長期的、広域的観点から、國

民共通の資産である美しい国土、清浄な生活環境

の実現に全精力を投入してまいりたいと考えます。

このため、今後の環境保全施策の実施にあたつ

ては、発生した環境破壊の事後処理という受動的

政策にとどまるのではなく、環境破壊の未然防止

を最重要として、各種施策を総合的に推進をして

まいりたいと考えます。

列島改造の必要性につきましては、先ほど申し

述べましたので、御了承賜わりたいと存じます。

次は、汚染による漁業対策いかんということで

ございますが、沿岸漁業に対しましては、政府としては、公害関係諸法のより厳正な実施と監視体制の確立をはかりますとともに、漁場汚染を防止する等、公害対策を強力に進めてまいりたいと考えます。また、汚染漁場と汚染魚種を明確にして、これらの流通を防止する等、生産者及び消費者の不安の解消に最善の努力をいたしてまいりました

いと存じます。他方、沿岸漁場の改良、造成と、

栽培漁業の推進等の施策を積極的に講ずることに

よりまして、水産資源の維持増大をはかつてまい

りたいと考えます。

県外移住者、水銀体温計をつくる工場の従業

員、漁業関係者をも加えた検診調査を実施せよと

の趣旨の御発言についてでございますが、水銀等

汚染対策推進会議におきましては、全国的にP C

B、水銀使用工場周辺の水質、魚介類につきまし

ては、環境調査を実施をすることにいたしておる

のであります。また、熊本大学研究班が指摘をし

ました有明海及び環境調査の結果、問題のある地

域につきましては、疫学調査として、住民、とり

わけ魚介類を多食する漁民の健康調査を実施をい

たします。県外に居住した者の検診問題について

は、実施面で困難性が多いが、関係県とも協議

し、検討してまいります。

また、水俣体温計をつくる工場の従業員の検診

につきましては、職業病検診の観点から、労働省

とも協議して、必要な措置を講じてまいりたいと

考えます。

水俣病の治療方法の究明等についての御発言で

ございますが、現在、熊本大学その他関係機関に

おいて、水俣病の治療方法等の研究を進めますと

ともに、水俣市立病院等において、患者の治療を

行なうかたわら、診断技術の確立等について研究

を進めておるのであります。

今後とも不知火海一帯の地域の住民の検診を一

そう推進し、実態の究明につとめてまいります。

さらに、現在未確立の治療方法等の医学的研究

を強力に推進するため、学識経験者の意見を開

き、関係機関、県、市とも十分協議し、調査研究

体制の充実につとめています。

それから、水俣湾の堆積汚泥の処理の問題、將

ては、環境調査を実施をすることにいたしておる

のであります。また、熊本県を指導いたしておるわけでこ

ざいます。いずれにしましても、現在のところ、

年度内に処理作業に着手できるものと考えておる

のでございます。

なお、水俣湾の将来計画につきましては、この

たします。県外に居住した者の検診問題について

は、実施面で困難性が多いが、関係県とも協議

し、検討してまいります。

また、水俣体温計をつくる工場の従業員の検診

につきましては、職業病検診の観点から、労働省

とも協議して、必要な措置を講じてまいりたいと

考えます。

水俣病の治療方法の究明等についての御発言で

ございますが、現在、熊本大学その他関係機関に

おいて、水俣病の治療方法等の研究を進めますと

ともに、水俣市立病院等において、患者の治療を

行なうかたわら、診断技術の確立等について研究

を進めておるのであります。

現在の地方自治体の人員ではなかなか容易では

ありませんが、厚生省あるいは水産厅一体になつて、この非常な水銀に対する地方住民の不安もあ

るものですから、現在の人員をできるだけ勤員を

いたしまして、そして、いわゆる水揚げ地におけ

る検査といふものを最善を尽くしたいと考えてお

ります。

瀬野君に対してでございますが、これは、經濟

の量的な発展に伴つて起ころる環境の汚染といふ問

題、質的な面に對して先見の明のある対策を欠い

たという御指摘は、事実であります。こういう点

については、やはり反省もいたさなければなりません

せんが、とにかくいまの現実の問題は、水銀汚染

の問題が現実に起こつておる。これをどのよう

に除去して、そらして、将来そういうことを再び汚染

しないようにするかといふことが現実の問題であ

りますから、私どもは、全力をあげて水銀とかP

C Bによる汚染からくる国民の不安の解消のため

に努力をしたい。将来はいろいろ事前の審査とい

うものを厳重にして、再びこういう事態を招かなか

いようにいたしたいと考えておる次第でございま

す。

地方自治体あるいはまた地域住民、あるいは科

学者、産業界、これが一体になつてこの問題と取

り組むならば、私はある年限をかければ、再び美

しい日本の國土は必ず返つてくる。こういう確信

を持つものでござります。また、そのようにしな

ければならぬと考えておる次第でござります。

漁業の補償の問題について、いろいろお話をご

さいましたが、先ほどお答えしておるよう、漁業補償あるいは農業補償という問題は、これは制度的につくり上げる必要があると思いますが、この問題は、被害の状態というものがさまざまと違つておる、あるいはまた、だれが原因でどういうことになつたかということが必要しも解明されないといふ、この制度を定着させのにはいろいろ研究をしなければならぬものもありますので、これを実現さしたいという方向で、将来に向かつて検討をいたしたいと考えております。(拍手)

[國務大臣中曾根康弘君登壇]

○國務大臣(中曾根康弘君) 公害源を絶滅せよと  
いう御主張につきましては、全く同意でございま  
す。通産省といたしましても、福祉優先の通産行  
政に切りかえまして、いま懸命に指導しているところでございます。

第一に大事なことは、やはり、公害を起こすよ  
うな物質を使用しない、その代替品ができるだけ  
早く開発して充てるということです。そのためには、規制を強化していくことと同時に、監視をさらに徹底する必要があります。それと同時に、公害防止のための科学技術の開発を促進するということが急務でございます。

それと同時に、また通産省といたしましては、  
一九六〇年代の高度成長の結果こういうことが起  
きたということを反省いたしまして、産業構造の  
知識集約型への転換、重化学工業からの離脱とい  
うことを行推進しておるところでございます。

さいましたが、先ほどお答えしておるよう、漁業補償あるいは農業補償という問題は、これは制度的につくり上げる必要があると思いますが、この問題は、被害の状態というものがさまざまと違つておる、あるいはまた、だれが原因でどういうことになつたかということが必要しも解明されないといふ、この制度を定着させのにはいろいろ研究をしなければならぬものもありますので、これを実現さしたいという方向で、将来に向かつて検討をいたしたいと考えております。(拍手)

[國務大臣櫻内義雄君登壇]

○國務大臣(櫻内義雄君) 水銀、P.C.B.等の汚染  
対策につきましては、先ほど総理から三点につい  
てお答えを申し上げておるのでございまするが、  
それを農林省としては忠実に実行してまいりたい  
と思います。

魚介類汚染は、魚介類の販売不振と消費の減退  
により、関係漁業者等の生活及び経営の不安定を  
來たしており、まことに遺憾にたえないところで  
あります。補償については、原因者負担の原則に  
従い、漁業者と原因者の間で解決がはかられるよ  
うつとめてまいりたいと存じますが、緊急対策と  
しては、先ほどから申し上げておるつなぎ融資等  
の措置を行なっていくことを申し上げたいと思ひ  
ます。(拍手)

○副議長(秋田大助君) 次に、小宮武喜君提出、  
水銀・P.C.B.汚染問題に関する緊急質問を許可い  
たします。小宮武喜君。

まずが、いま私が申し上げたような深刻な環境破  
壊の政治責任を一体どのように感じておられます  
か、率直にこの壇上から、国民に対し明らかにし  
ていただきたいのであります。

第三に伺いたいのは、現在、漁民、魚介類販売  
業者はもちろん、一般消費者の汚染に対する敏感  
な反応と混乱についてであります。

過日の熊本大学の水俣病研究班の発表、水産厅

また、具体的には、企業に対して、工場立地に  
対するいろいろな規制等につきましても、今回法  
案を提出いたしまして御審議願つてあるところで  
ござります。

さらに、工場立地あるいは新しい物質を使うと  
いう場合の事前調査、いわゆるテクノロジーアセ  
スメントといふことはが今回ぐらい痛感されたこ  
とはございません。こういう点につきましても深  
く検討いたしまして、政策を進める考え方であります  
(拍手)

私は、本問題の根底は、何といつても過去二十  
数年間政権の座にあって、高度経済成長政策を絶  
対的なものと考え、世界的な資源輸出量の二〇%  
をこえるばく大な資源消費型の工業化を推進して  
きた自民党政の重大な政治責任を取り上げなけ  
ればならないと思うのであります。(拍手)

水銀、P.C.B.は言ふに及ばず、カドミウム、硫  
黄酸化物、そして窒素酸化物など、わが国の水  
質、大気、土壤のいずれをとっても、これは  
ど環境が汚染され、人命を奪うような状況をつく  
り出した最大の原因は、いま申し上げました巨大  
な工業化でなくて何であります。しかも、  
その工業化は、そこから今日のような環境破壊に  
対する一片の配慮もなく、ただ、生産第一の利潤  
追求に狂奔する資本と企業にすべてをゆだね、そ  
れに奉仕する政策展開に終始してきたと言つても  
過言ではないと思うのであります。

田中総理、あなたは、昨年七月以来自民党政  
の長期政権を引き継いで今日に至つておるのであり  
ますが、いま私が申し上げたような深刻な環境破  
壊の政治責任を一体どのように感じておられます  
か、率直にこの壇上から、国民に対し明らかにし  
ていただきたいのであります。

○小宮武喜君 私は、民社党を代表して、たゞ  
ま議題となりました水銀、P.C.B.等による深刻な  
環境汚染問題に関して、緊急質問を行なわんとす  
るものであります。(拍手)

私は、本問題の根底は、何といつても過去二十  
数年間政権の座にあって、高度経済成長政策を絶  
対的なものと考え、世界的な資源輸出量の二〇%  
をこえるばく大な資源消費型の工業化を推進して  
きた自民党政の重大な政治責任を取り上げなけ  
ればならないと思うのであります。(拍手)

P.C.B.汚染の調査結果を見ても、また、一昨日厚  
生省がきめたメチル水銀の暫定基準によつても明  
らかなように、全国六十二カ所にわたる汚染され  
た河川、海域の上流及び周辺には、すべて汚染原  
因者たる企業が現存するか、さもなくばかつて存  
在していたことからしても、企業の直接責任は逃  
げられないと思うのであります。そして、その汚  
染原因者たる企業が、単独であれ、複数であるか  
のいかんを問はず、被害者が現に発生している場  
合はもちろん、今後発生した場合の企業責任につ  
いても、裁判の判決を待つまでもなく、政府が積  
極的に、しかも徹底した補償措置を講じさせるよ  
う行政指導を行なうとともに、汚染された河川、  
海域の浄化対策についても、企業の全面的な責任  
において完全実施を行なうべきであります。

御承知のように、昨年の四日市公害判決、最近  
の水俣病判決でも見られますが、司法の判断  
としても企業責任が明確にされているにもかかわ  
らず、その後の政府の態度にきびしい姿勢が見受け  
られるのは、はなはだ残念であります。ただ  
いま申し上げました企業責任に対する政府の明確  
な方針を、総理並びに通産大臣から伺いたいので  
あります。

第三に伺いたいのは、現在、漁民、魚介類販売  
業者はもちろん、一般消費者の汚染に対する敏感  
な反応と混乱についてであります。

過日の熊本大学の水俣病研究班の発表、水産厅

のP.C.B.汚染の発表、東京都衛生研究所の発表等々によつて、魚介類の売れ行きが極度に減少し、たばかりか、現在では全然売れなくなり、漁民は出漁中止にまで追い込まれているのであります。

また、漁民の出漁中止に伴つて、魚介類販売業者を含む各関係業者の間でも営業停止を余儀なくされております。これらの人々は、異口同音に生活困窮を訴えるとともに、一日も早くこのような事態が解消されることを切望し、訴えておりますが、この漁民や関係業者に対する救済措置をどうするのか、また、このような事態を解消させるための対策はどうするのか、總理並びに農林大臣に伺いたいのであります。

一方、消費者は、魚を食べたくても食べられず、何を食べたらよいのか、どこの魚を食べたら安全であるのか、大きな心配と不安を抱いております。政府は責任を持つて、だいじょうぶだから安心して魚を食べてくださいと、いつになつたら断言できるのか。

一昨日、厚生省が発表した暫定基準によりますと、魚に関する一週間分の献立例を示しております。ですが、これとても、汚染された魚介類についてであり、それがどこでどれた魚介類であるかは、魚介類の产地証明がなければ消費者はわからないと思ふのであります。

したがつて、消費者に安心を与えるための产地証明の方法、並びにこの暫定基準についてさえ疑問が投げかけられていること等に対し、厚生大臣

より確信のある答弁を求めるものであります。

第四には、わが国の環境汚染は、今日突如として起きたものではないということであります。

すでに、昭和四十五年当時大問題となり、公害に關する臨時国会され開会されたことはすでに御承知のとおりであります。したがつて、河川、海域の汚染度は相当に進んでいることは明らかであります。

わざと、今日のこの深刻な状況等とも考えあわせ、この際、全国民の健康診断を國の責任において一斉に実施すべきであると思うのであります。

が、總理の熱意ある前向きの御答弁を求めるものであります。

最後に、私は、政府に二、三の提案をいたします。その一つは、すべてのテレビ網を通じて、公害の時間を一斉に設け、權威ある学者、研究者等から國民に正しい情報の提供が行なわれるような措置を講ずること。

二つ目は、環境庁の陣容を強化すると同時に、公害情報センターを新設し、國、地方公共団体及び各大学等の各種研究機関の調査、研究情報を広く交流させるとともに、國民に必要な情報を提供すること。

三つ目は、公害病の認定機関を現在のように各都道府県に設置していたのでは、公害の広域化、多発化に対応できないと思われます。よつて、これが国の機關として、迅速かつ適正に認定が行なわれるよう、國の責任を拡大すべきであると考えます。

われるより、國の責任を拡大すべきであると考えます。

もし、政府に、國民の健康と生活を守る熱意と積極性があるならば、この提案は決して無理ではありません。

そこで、被災を受けた漁家、販売業者等に対する補償措置でございますが、先ほどから問々申し上げておりますとおり、被害漁業者及び水産業協同組合に対し、その生活資金及び經営資金につき、天災融資法に準じ、緊急つなぎ融資を行なうことをいたしております。國は、利子申しあげておりますとおり、被害漁業者等の

緊急質問を終わります。(拍手)

【内閣総理大臣田中角栄君登壇】

○内閣総理大臣(田中角栄君) 小宮議員にお答えをいたします。

第一は、環境破壊の政治責任についての御発言でございますが、戦後四半世紀を経たわが國經濟でござりますが、戰後四半世紀を経たわが國經濟は、世界にもまれな完全雇用を達成し、國民総生産、國民所得も増大をいたしたことは御承知のとおりでござります。これは國民全体の力であり、世界に誇り得ることであります。

しかしながら、その成長の過程において、環境破壊など各種のひずみが生じてきたこともまた事実であります。

政府としても、この事實を認識し、環境破壊の未然防止を最重点として、規制の強化、社会

資本の整備等、各種環境保全施策を総合的に推進をしてまいりたいと考えます。

第二は、汚染による被害者に対する損害賠償と企業責任についての御発言でござりますが、政府としましては、関係各省庁との緊密な連絡のもとに、関係地方公共団体とも協議して、早急に環境

汚染者負担の原則に従い、損害賠償が円滑に行なわれるようつとめておるのであります。

次は、被害を受けた漁家、販売業者等に対する

補償措置の問題でございますが、先ほどから問々申し上げておりますとおり、被害漁業者及び水産業協同組合に対し、その生活資金及び經營資金に

つき、天災融資法に準じ、緊急つなぎ融資を行なうことといたしております。國は、利子申しあげておりますとおり、被害漁業者等の

救済措置を講ずる所存であります。

なお、原因者が明確になつたときには、原因者負担の原則によって、その経費を支弁させることにいたしたいと考えております。

販売業者等につきましては、漁業者に対する緊急措置との関連に配慮しつつ、且下関係省において、緊急融資措置について検討させておりますので、早急に結論を出してまいります。

最後に、テレビ網等を通じて、權威ある研究者の見解等を紹介をして、公害の情報を國民の前に提供せよ。

私もそう考えております。私も、國民に行政の実情を理解してもらうために、活動の強化、拡充につきまして、かねがねその必要性を痛感いたしました。おつたところでござります。その一環といたしまして、ことの五月一日から、内閣広報室を設置をいたしたわけでござります。

御質問の公害に関する情報提供活動につきましても、定期的なラジオ番組として、「環境庁だよ

## 官報(号外)

り」を放送いたすことにいたしております。また、過般の環境問題におきましては、テレビ、ラジオ、新聞等を通じまして、積極的な広報活動を行ないましたが、今後ともその強化、拡充をはかり、公害に関し、公正な認識が得られるための努力を払つてまいりたいと考えます。

以上。(拍手)

〔国務大臣三木武夫君登壇〕

○国務大臣(三木武夫君) 小宮君の御質問は、公害情報センターを設けたらどうか。

これは、来年一月から開設を予定しております国立公害研究所の中に、こういう機能を持たせたいと思っております。また、各種の研究機関の交流なども、その国立公害研究所の機能として、こうしたものもいたしたいと思っておりますので、御趣旨は私も賛成でございますが、いま申したような方法でこの機能を果たしたいと考えております。

また、公害病患者の認定を、国で直轄してやれ

というお話をですが、いかにもそれも一つの方法のように考えられるのですが、公害病患者の認定には、生活歴も要る、職業歴も要る、あるいはまた食べものの嗜好もどういう嗜好であつたか、あるいはまた日常生活はどういう状態であったかと

いう、そういう総合的な判断というものも認定の場合には必要でありますから、國が直轄するといふことは、現地の事情を把握しきれないものがありますので、やはり仕組みとしては県知事にそ

の認定を委任して、國ができるだけこれに対しても協力をするという仕組みが現実的だという考えでござりますので、この仕組みを直接國の直轄にするという考え方は持つておりません。(拍手)

〔国務大臣櫻内義雄君登壇〕

○国務大臣(櫻内義雄君) 水銀またはP.C.B汚染等による被害漁業者の生活資金及び経営資金につきましては、ただいま總理から詳細お答えを申し上げたとおりであります。

また、販売業者等につきましては、漁業者に対する緊急措置との関連に配慮しつつ、目下関係者とともに、緊急融資措置について、協議をしておるところです。(拍手)

〔国務大臣齋藤邦吉君登壇〕

○国務大臣(齋藤邦吉君) 今回の規制基準の設定は、規制値以上の魚を市場から排除し、食せんの安全を守る、こういう趣旨に出たものでございまして、これがためには、特に問題地域の魚介類について、産地市場において集中的検査をすみやかに実施し、その結果を公表いたしたいと考えておるわけでござります。

したがつて、こうした集中的検査の実施に伴いまして、基準値以下の魚だけが市場に流通するということになれば、おのずから安全が確保される

(拍手)

○副議長(秋田大助君) 本日は、これにて散会いたします。

午後三時四十一分散会

出席国務大臣  
内閣総理大臣 田中 角栄君  
厚生大臣 愛知 摂一君  
農林大臣 齋藤 邦吉君  
通商産業大臣 中曾根康弘君  
自 治 大 臣 江崎 真澄君  
國 务 大 臣 三木 武夫君

出席政府委員  
内閣法制局長官 吉國 一郎君  
内閣法則局第四部長 別府 正夫君

昭和四十七年度一般会計予備費使  
用総調書及び各省各庁所管使用調  
書(その1)

昭和四十六年度特別会計予算總則  
及び各省各庁所管経費増額調書及  
び経費増額調書

昭和四十六年度特別会計予算總則  
及び各省各庁所管経費増額調書(そ  
の2)

昭和四十七年度一般会計予備費使  
用総調書及び各省各庁所管使用調  
書(その2)

昭和四十七年度特別会計予算總則  
及び各省各庁所管経費増額調書及  
び経費増額調書

(承諾を求  
めるの件)

昭和四十七年度特別会計予算總則  
及び各省各庁所管経費増額調書及  
び各省各庁所管経費増額調書(そ  
の1)

昭和四十七年度特別会計予算總則  
及び各省各庁所管経費増額調書及  
び各省各庁所管経費増額調書(そ  
の2)

(承諾を求  
めるの件)

昭和四十七年度特別会計予算總則  
及び各省各庁所管経費増額調書(そ  
の1)

昭和四十七年度特別会計予算總則  
及び各省各庁所管経費増額調書(そ  
の2)

(承諾を求  
めるの件)

○朗読を省略した議長の報告  
(通知書受領)  
一、去る二十二日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。  
簡易生命保険法の一部を改正する法律  
原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律  
の一部を改正する法律

一、昨二十五日、田中内閣総理大臣から前尾議長へ、去る二十二日付をもって公安調査厅次長富田康次は千葉地方検察廳検事正に任命されたので政府委員としての資格を失った旨の通知を受

領した。

(政府委員承認)

一、昨二十五日、前尾議長は、田中内閣総理大臣申し出の、次の者を第七十一回国会政府委員に任命することを承認した。

(政府委員任命)

一、昨二十五日、田中内閣総理大臣から前尾議長あて、二十五日議長において承認した渡邊次郎

を同日第七十一回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(理事補欠選任)

一、去る十九日、商工委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

(理事 神崎 敏雄君 (理事神崎敏雄君去る十

五日委員辞任につきその補欠)

一、去る二十日、通信委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。

(理事 土橋 一吉君 (理事土橋一吉君去る十

四日委員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十九日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

(内閣委員)

辞任

補欠

江藤 隆美君  
丹羽喬四郎君  
坂本 恭一君

三塚 博君  
林 大幹君

橋本 登美三郎君

山崎 始男君  
岡田 春夫君

受田 新吉君  
永末 英一君

受田 新吉君  
永末 英一君

大蔵委員  
受田 新吉君  
永末 英一君

丹羽 兵助君  
上田 茂行君

瓦 力君  
丹羽 兵助君

瓦 力君  
白瀬 仁吉君

受田 新吉君  
永末 英一君

三ツ林弥太郎君  
上田 茂行君

三ツ林弥太郎君  
上田 茂行君

加藤 紘一君  
丹羽 兵助君

加藤 紘一君  
白瀬 仁吉君

受田 新吉君  
永末 英一君

中川 一郎君  
片岡 清一君

中川 一郎君  
片岡 清一君

今井 勇君  
橋 兼次郎君

今井 勇君  
橋 兼次郎君

受田 新吉君  
永末 英一君

岡田 春夫君  
山崎 始男君

岡田 春夫君  
山崎 始男君

橋崎弥之助君  
坂本 恭一君

橋崎弥之助君  
坂本 恭一君

受田 新吉君  
永末 英一君

三塚 博君  
佐野 進君

三塚 博君  
佐野 進君

佐野 進君  
土井たか子君

佐野 進君  
土井たか子君

受田 新吉君  
永末 英一君

林 大幹君  
岡田 春夫君

林 大幹君  
岡田 春夫君

橋崎弥之助君  
山崎 始男君

橋崎弥之助君  
山崎 始男君

受田 新吉君  
永末 英一君

中川 一郎君  
片岡 清一君

中川 一郎君  
片岡 清一君

高橋 千寿君  
橋 兼次郎君

高橋 千寿君  
橋 兼次郎君

受田 新吉君  
永末 英一君

佐野 進君  
土井たか子君

佐野 進君  
土井たか子君

佐野 進君  
土井たか子君

受田 新吉君  
永末 英一君

藤波 孝生君  
三塚 博君

藤波 孝生君  
三塚 博君

正示啓次郎君  
地崎字三郎君

正示啓次郎君  
地崎字三郎君

受田 新吉君  
永末 英一君

板川 正吾君  
赤松 勇君

板川 正吾君  
赤松 勇君

赤松 勇君  
廣瀬 秀吉君

赤松 勇君  
廣瀬 秀吉君

受田 新吉君  
永末 英一君

板川 正吾君  
赤松 勇君

板川 正吾君  
赤松 勇君

赤松 勇君  
廣瀬 秀吉君

赤松 勇君  
廣瀬 秀吉君

受田 新吉君  
永末 英一君

小林 正巳君  
山田 久就君

小林 正巳君  
山田 久就君

石田 博英君  
受田 新吉君

石田 博英君  
受田 新吉君

受田 新吉君  
永末 英一君

深谷 隆司君  
山田 久就君

深谷 隆司君  
山田 久就君

田村 元君  
永末 英一君

田村 元君  
永末 英一君

受田 新吉君  
永末 英一君

小林 正巳君  
山田 久就君

小林 正巳君  
山田 久就君

石田 博英君  
受田 新吉君

石田 博英君  
受田 新吉君

受田 新吉君  
永末 英一君

島本 虎三君  
大原 亨君

島本 虎三君  
大原 亨君

島本 虎三君  
大原 亨君

島本 虎三君  
大原 亨君

受田 新吉君  
永末 英一君

深谷 隆司君  
山田 久就君

深谷 隆司君  
山田 久就君

田中 寛君  
正示啓次郎君

田中 寛君  
正示啓次郎君

受田 新吉君  
永末 英一君

高橋 千寿君  
加藤 紘一君

高橋 千寿君  
加藤 紘一君

高橋 千寿君  
加藤 紸一君

高橋 千寿君  
加藤 紸一君

受田 新吉君  
永末 英一君

島本 虎三君  
大原 亨君

島本 虎三君  
大原 亨君

島本 虎三君  
大原 亨君

島本 虎三君  
大原 亨君

受田 新吉君  
永末 英一君

小山 長規君  
白瀬 仁吉君

小山 長規君  
白瀬 仁吉君

小山 長規君  
浜田 幸一君

小山 長規君  
浜田 幸一君

受田 新吉君  
永末 英一君

高橋 千寿君  
島本 虎三君

高橋 千寿君  
島本 虎三君

高橋 千寿君  
島本 虎三君

高橋 千寿君  
島本 虎三君

受田 新吉君  
永末 英一君

島本 虎三君  
島本 虎三君

島本 虎三君  
島本 虎三君

島本 虎三君  
島本 虎三君

島本 虎三君  
島本 虎三君

外 号 報

外 号 報



内閣委員	辞任	吉永 治市君	三塚 博君	文教委員	辞任	吉永 治市君	三塚 博君	文教委員	辞任	左藤 東吾君	木村 武雄君	島本 虎三君	地崎宇三郎君	加藤 紘一君
	補欠	坂本 恭一君	橋崎弥之助君		勝澤 芳雄君	井上 泉君			高見 三郎君	高見 三郎君	高見 三郎君	高見 三郎君	高見 三郎君	高見 三郎君
		和田 貞夫君	岡田 春夫君		吉永 治市君	小川 省吾君			三ツ林弥太郎君	丹羽喬四郎君	丹羽喬四郎君	丹羽喬四郎君	丹羽喬四郎君	丹羽喬四郎君
		赤城 宗徳君	林 大幹君		赤城 宗徳君	林 大幹君			森下 元晴君	森下 元晴君	森下 元晴君	森下 元晴君	森下 元晴君	森下 元晴君
		岡田 春夫君	岡田 春夫君		吉永 治市君	山口 鶴男君			竹内 猛君	竹内 猛君	竹内 猛君	竹内 猛君	竹内 猛君	竹内 猛君
地方行政委員	辞任	橋崎弥之助君	和田 貞夫君	社会労働委員	辞任	島本 虎三君	小川 省吾君	予算委員	橋崎弥之助君	坂本 恭一君				
	三塚 博君	吉永 治市君	吉永 治市君		井上 泉君	山口 鶴男君			高見 三郎君	高見 三郎君	高見 三郎君	高見 三郎君	高見 三郎君	高見 三郎君
		赤城 宗徳君	赤城 宗徳君		勝澤 芳雄君	井上 泉君			受田 新吉君	受田 新吉君	受田 新吉君	受田 新吉君	受田 新吉君	受田 新吉君
		林 大幹君	林 大幹君		高見 三郎君	高見 三郎君			高見 三郎君	高見 三郎君	高見 三郎君	高見 三郎君	高見 三郎君	高見 三郎君
外務委員	辞任	小川 省吾君	山口 鶴男君	農林水産委員	辞任	島本 虎三君	小宮 武喜君	内閣委員	橋崎弥之助君	坂本 恭一君				
	三谷 秀治君	山口 鶴男君	柴田 瞳夫君		米田 東吾君	稻富 稔人君			高見 三郎君	高見 三郎君	高見 三郎君	高見 三郎君	高見 三郎君	高見 三郎君
	柴田 瞳夫君	柴田 瞳夫君	小川 省吾君		稻富 稔人君	島本 虎三君			丹羽喬四郎君	島田 安夫君				
	正巳君	正巳君	木村 武雄君		小宮 武喜君	小宮 武喜君			正木 良明君	正木 良明君	正木 良明君	正木 良明君	正木 良明君	正木 良明君
			木村 武雄君		芳賀 貢君	井上 泉君			和田 貞夫君	和田 貞夫君	和田 貞夫君	和田 貞夫君	和田 貞夫君	和田 貞夫君
通信委員	辞任	小林 正巳君	小宮 武喜君	農林水産委員	辞任	島田 安夫君	橋崎弥之助君	法務委員	橋崎弥之助君	高見 三郎君				
	三谷 秀治君	三谷 秀治君	木村 武雄君		正木 良明君	正木 良明君			山田 太郎君	山田 太郎君	山田 太郎君	山田 太郎君	山田 太郎君	山田 太郎君
	柴田 瞳夫君	柴田 瞳夫君	正巳君		稻富 稔人君	稻富 稔人君			坂本 恭一君	坂本 恭一君	坂本 恭一君	坂本 恭一君	坂本 恭一君	坂本 恭一君
	木村 武雄君	木村 武雄君	木村 武雄君		小宮 武喜君	井上 泉君			丹羽喬四郎君	丹羽喬四郎君	丹羽喬四郎君	丹羽喬四郎君	丹羽喬四郎君	丹羽喬四郎君
大蔵委員	辞任	園田 直君	園田 直君	通信委員	辞任	岡田 春夫君	橋崎弥之助君	通信委員	坂本 恭一君	森下 元晴君				
	塙谷 一夫君	塙谷 一夫君	塙谷 一夫君		正木 良明君	正木 良明君			高見 三郎君	高見 三郎君	高見 三郎君	高見 三郎君	高見 三郎君	高見 三郎君
					和田 貞夫君	和田 貞夫君			丹羽喬四郎君	丹羽喬四郎君	丹羽喬四郎君	丹羽喬四郎君	丹羽喬四郎君	丹羽喬四郎君
					加藤 清政君	加藤 清政君			志賀 節君	志賀 節君	志賀 節君	志賀 節君	志賀 節君	志賀 節君
大蔵委員	辞任	塙谷 一夫君	塙谷 一夫君	通信委員	辞任	山田 太郎君	橋崎弥之助君	通信委員	坂本 恭一君	森下 元晴君				
	赤城 宗徳君	赤城 宗徳君	赤城 宗徳君		正木 良明君	正木 良明君			高見 三郎君	高見 三郎君	高見 三郎君	高見 三郎君	高見 三郎君	高見 三郎君
					木村 武雄君	木村 武雄君			志賀 節君	志賀 節君	志賀 節君	志賀 節君	志賀 節君	志賀 節君
					塙谷 惠君	塙谷 惠君			内海 英男君	内海 英男君	内海 英男君	内海 英男君	内海 英男君	内海 英男君
					茂一君	茂一君			地崎宇三郎君	地崎宇三郎君	地崎宇三郎君	地崎宇三郎君	地崎宇三郎君	地崎宇三郎君
									志賀 節君	志賀 節君	志賀 節君	志賀 節君	志賀 節君	志賀 節君
									内海 英男君	内海 英男君	内海 英男君	内海 英男君	内海 英男君	内海 英男君

官 報 (号 外)

31

## 物価問題等に関する特別委員

辞任

補欠

柏谷 茂君 加藤 六月君

塙崎 潤君 石井 一君

加藤 六月君 塙崎 潤君

柏谷 茂君 一君

一、去る二十二日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

石炭対策特別委員

辞任

補欠

八木 昇君 上坂 昇君

上坂 昇君 八木 昇君

八木 昇君 昇君

交通安全対策特別委員

辞任

補欠

横路 孝弘君 斎藤 正男君

商工委員会 付託

別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

公害対策並びに環境保全特別委員

辞任

補欠

木下 元二君 柴田 隆夫君

(議案提出) 木下 元二君

一、去る十九日、内閣から提出した議案は次のとおりである。

公害健康被害補償法案

(議案受領)

戦時灾害援護法案

一、去る二十二日、参議院から受領した内閣提出

一号(予)

社会労働委員会 付託

## 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律案

案

一、去る二十二日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

国立学校設置法の一部を改正する法律案

学校教育法及び学校図書館法の一部を改正する

条約(A.T.A条約)の締結について承認を求める

の件

職業用具の一時輸入に関する通関手帳に関する法律案

一、昨二十五日、予備審査のため参議院から送付された次の議案を受領した。

戦時災害援護法案

(議案付託)

一、去る二十二日、委員会に付託された議案は次

のとおりである。

## 化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律案(内閣提出第一〇八号)(参議院送付)

商工委員会 付託

一、去る二十三日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

公害対策並びに環境保全特別委員

付された議案は次の委員会に付託された。

国立学校設置法の一部を改正する法律案(安永英雄君外四名提出、参法第一九号)(予)

学校教育法及び学校図書館法の一部を改正する

法律案(小林武君外一名提出、参法第二〇号)

(予)

以上二件 文教委員会 付託

一、昨二十五日、予備審査のため参議院から送付された議案は次の委員会に付託された。

戦時灾害援護法案(須原昭二君提出、参法第二

法、信用金庫法等の一部を改正する法律案

経済企画庁設置法の一部を改正する法律案

案は次のとおりである。

## (案約送付)

一、去る十九日、参議院に送付した案約は次のとおりである。

案を承諾した旨の通知書を受領した。

昭和四十六年度一般会計予備費使

用総調書及び各省各厅所管使用調

書(その2)

昭和四十六年度特別会計予算総則

(承諾を求める件)

昭和四十六年度特別会計予算総則

第十二条に基づく経費増額総調書及び経費増額調書

昭和四十七年度特別会計予備費使

用総調書及び各省各厅所管使用調

書(その1)

昭和四十七年度一般会計予備費使

用総調書及び各省各厅所管使用調

書(その1)

昭和四十七年度特別会計予算総則

第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各厅所管経費増額調書

(承諾を求める件)

(その1)

昭和四十七年度一般会計予備費使

用総調書及び各省各厅所管使用調

書(その1)

昭和四十七年度特別会計予算総則

第十一条に基づく経費増額総調書及び各省各厅所管経費増額調書

(承諾を求める件)

(その1)

昭和四十七年度一般会計予備費使

用総調書及び各省各厅所管経費増額調書

(承諾を求める件)

(質問書提出)

一、去る二十一日、議員から提出した質問主意書

インフレ・物価抑制緊急対策に関する質問主意書(竹内義勝君提出)

## (緊急質問提出)

一、今二十六日、提出した緊急質問は次のとおりである。

P.C.B.、水銀汚染等に関する緊急質問(林義郎君提出)

P.C.B.、水銀汚染等に関する緊急質問(土井たか子君提出)

P.C.B.、水銀汚染等に関する緊急質問(中島武敏君提出)

P.C.B.、水銀汚染問題等に関する緊急質問(瀬野栄次郎君提出)

水銀・P.C.B.汚染問題に関する緊急質問(小宮武喜君提出)

## 漁船損害補償法の一部を改正する法律案

## (内閣提出)に関する報告書

## 一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における漁船の大型化等漁業動向の変化に伴う漁業者の保険需要の多様化等に対応して、漁船損害補償制度の改善を図ろうと

することとに、「漁船再保險及漁業共済保険特別会計」に生じた剰余金の一部を漁船保険中央会へ交付しようとするものであつて、その主な

内容は次のとおりである。

1 保険の目的たるべき漁船として、現行の漁船法に規定する漁船のほかに、漁業活動に必要な日本船舶で政令で定めるもの(鮮魚運搬船、給油船等)を追加すること。

2 漁船保険組合の組合員たる資格を有する者として、現行の漁船の所有者のほかに、漁船を所有権以外の権原に基づき使用する者(使用者)を追加すること。

3 普通損害保険等についての政府の再保險金額は、政令で定めるところにより、保険金額に農林大臣が定める割合を乗じて得た金額とすること。(現行は、保険金額の百分の九十)

4 満期保険の損害保険料率等の算定方法を改めること。

5 政府は、漁船保険中央会に対し昭和四十八年度において、「漁船再保險及漁業共済保険特別会計」の漁船普通保険勘定から三十五億円を交付する。

6 昭和四十八年十月一日から施行すること。

ただし、交付金の交付に関する規定は、公布の日から施行すること。

## 二 議案の可決理由

最近における漁業事情等の推移に即応して漁船保険事業の健全な発達を促進するため、漁船の用船者に漁船保険組合の組合員たる資格を賦与するとともに、漁船保険に付することができ

る漁船の範囲を拡大し、あわせて「漁船再保險及漁業共済保険特別会計」の漁船普通保険勘定に生じた剰余金の一部を漁船保険中央会に交付すること等は、妥当な措置であると認め、本案はこれを原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

三 本案施行に要する経費

昭和四十八年度漁船再保險及漁業共済保険特別会計予算(農林省所管)に、漁船保険振興事業交付金として三十五億円が計上されている。

右報告する。

昭和四十八年六月十九日

## 〔別紙〕

漁船損害補償法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

政府は、漁船保険事業の健全な発達を促進するとともに、漁船に積載した漁獲物等についての保

險制度の確立に資するため、左記事項の実現を期すとともに、漁船保険に付することができる

べきである。

## 一 漁船保険組合の区域については、画一的な地域割りによる組合の組織を改める等漁船保険事業の適正かつ円滑な実施が確保されるよう組合の事業基盤の強化に努めるとともに、組合事務費補助の増額を図ること等により、附加保険料率の引下げ及び組合間の格差是正に努め、もつて漁業者の保険料負担の軽減に資すること。

二 普通損害保険及び満期保険の普通損害保険部分についての政府の再保險金額は、保険金額の百分の九十以下百分の七十以上の範囲内とすることを政令で明定し、政府の負う再保險責任の範囲を明確にするとともに、その設定に当たつては、組合の実情を勘案すること。

三 政府の再保險料率については、収支相等の原則に照らし、特別会計における積立金の状況を

衆議院議長 前尾繁三郎殿  
農林水産委員長 佐々木義武

も勘案してこれを定め、そのてい減に努める等再保険事業の運営の改善を図ること。

#### 四 漁船保険中央会に対する交付金の運用益の使途について

特に必要な事業に重点的かつ効率的に配分されるよう、中央会を指導監督すること。

#### 五 北方海域等における漁船の安全操業の確保を期すことはもとより大捕留乗組員および漁船については、漁船保険ならびに漁船乗組員給与保険制度による救済措置ばかりでなく、乗組員とともに漁船の早期返還の実現のため最善を尽すこと。

#### 六 漁船積荷保険は、可及的すみやかに本格実施に移行させるよう努めるとともに、漁船船主責任保険についても、すみやかに試験実施体制が確立されるよう努め、漁業者の要望に応えること。

七 最近における一般船舶の増大による海上交通事故の幅ぞう、事故の増加にかんがみ、漁船の安全操業確保のため、万全の措置を講ずること。

右決議する。

#### 漁船積荷保険臨時措置法案(内閣提出)に関する報告書

##### 一 議案の要旨及び目的

本案は、漁船に積載した漁獲物等につき生ずることのある損害を保険する制度の確立に資するため、試験的に漁船保険組合が漁船積荷保険事業を行ない、漁船保険中央会がその再保険事業を行なうこととするものであつて、その主な内容は次のとおりである。

##### 1 総トン数干トン未満の漁船に積載した漁獲物等のうち農林省令で定めるものを漁船積荷

保険の対象とすること。

##### 2 農林大臣の認可を受けた漁船保険組合が漁船積荷保険事業を行なうことができることとすること。

最近における漁業事情等の推移にかんがみ、漁船に積載した漁獲物等についての損害を適切に保険する制度の確立に資するため、漁船保険組合による漁船積荷保険の事業及びその保険責任の漁船保険中央会による再保険の事業の試験的な実施について必要な措置を定めようとすることは妥当と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

##### 三 本案施行に要する経費

###### 昭和四十八年度一般会計予算(農林省所管)

に、漁船積荷保険制度試験実施委託に必要な経費として六百十四万三千円が計上されている。

##### 二 普通損害保険及び満期保険の普通損害保険部

費補助の額を図ること等により、附加保険料率の引下げ及び組合間の格差是正に努め、もつて漁業者の保険料負担の軽減に資すること。

なお、漁船積荷再保険金支払資金補助として、漁船保険組合が漁船積荷保険事業によつて負う保険責任に係る再保険事業を行なうことで負う保険責任に係る再保険事業を行なうことができる」ととする」と。

右報告する。

昭和四十八年六月十九日

し、施行日から五年以内に別に法律で定める日に失効することとする」と。

##### 二 議案の可決理由

最近における漁業事情等の推移にかんがみ、漁船に積載した漁獲物等についての損害を適切に保険する制度の確立に資するため、漁船保険組合による漁船積荷保険の事業及びその保険責任の漁船保険中央会による再保険の事業の試験的な実施について必要な措置を定めようとすることは妥当と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

政府は、漁船保険事業の健全な発達を促進するとともに、漁船に積載した漁獲物等についての保険制度の確立に資するため、左記事項の実現を期すべきである。

##### 〔別紙〕

衆議院議長 前尾繁三郎殿

農林水産委員長 佐々木義武

三 政府の再保険料率については、収支相等の原則に照らし、特別会計における積立金の状況を

も勘査してこれを定め、そのてい減に努める等再保険事業の運営の改善を図ること。

四 漁船保険中央会に対する交付金の運用益の使途については、特に必要な事業に重点的かつ効率的に配分されるべく、中央会を指導監督する

右決議する。

#### 水産業協同組合法の一部を改正する法律案

(内閣提出)に関する報告書

##### 一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における漁民、水産加工業者等の事業活動が、広域化、多様化している事情に対応して、その事業活動の円滑化を図るため、漁業協同組合等の金融機能を拡充し、一層活発な経済活動を行なうことができるよう措置しようとするもので、その主な内容は、次のとおりである。

1 預金等の受入れの事業を行なう漁業協同組合および水産加工業協同組合および水産加工業協同組合連合会が、内国

右報告する。

昭和四十八年六月十九日

農林水産委員長 佐々木義武

[別紙]

衆議院議長 前尾繁三郎殿

水産業協同組合法の一部を改正する法律案

に対する附帯決議

本案は、公営交通事業の深刻な経営危機をすみやかに打開し、その存立維持を図り、もつて地域における交通需要にこたえることができるよう緊急措置を講ずるため、路面交通事業に関する新たな経営の再建制度の発足その他公営交通事業の経営の健全化の促進を図らうとするものであつて、その要旨は次のとおりである。

(一) 地方公営交通事業の経営の健全性の確保について

地方公共団体は、交通事業を經營するにあたつては、常に、当該地域における交通需要に即応する事業運営の効率化と利用者負担の

であるところとする。

等その育成対策を充実する。

#### 二 議案の可決理由

漁民、水産加工業者等の事業活動の円滑化を図るため、漁業協同組合等が内国為替取引、手形割引等の業務を行なうことができるようにしてようとする本案の趣旨は妥当と認め、本案は原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

右決議する。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を附することに決した。

右報告する。

昭和四十八年六月十九日

農林水産委員長 佐々木義武

[別紙]

衆議院議長 前尾繁三郎殿

水産業協同組合法の一部を改正する法律案

に対する附帯決議

本案は、公営交通事業の深刻な経営危機をすみやかに打開し、その存立維持を図り、もつて地域における交通需要にこたえることができるよう緊急措置を講ずるため、路面交通事業に関する新たな経営の再建制度の発足その他公営交通事業の経営の健全化の促進を図らうとするものであつて、その要旨は次のとおりである。

(一) 地方公営交通事業の経営の健全性の確保について

地方公共団体は、交通事業を經營するにあたつては、常に、当該地域における交通需要に即応する事業運営の効率化と利用者負担の

七 最近における一般船舶の増大による海上交通の輻ぞう、事故の増加にかんがみ、漁船の安全操業確保のため、万全の措置を講ずること。

適正化を図り、経営の健全性を確保するよう努めなければならないこととするとともに、国は、地方公共団体の経営する交通事業の経営の健全化が円滑に推進されるよう配慮するものとする」と。

#### 〔二〕 地方公共団体の経営する路面交通事業の経営の再建制度の発足について

1 地方公共団体の経営する路面交通事業で収支が均衡せず、昭和四十七年度末において不良債務を有するものについて昭和四十八年度を初年度として新たに経営の再建制度を発足させることとし、その旨

2 この法律に基づいて経営の再建を行なう地方公共団体は議会の議決を経て、その旨を自治大臣に申し出で経営の改善合理化等すること。

3 交通事業再建計画は、当該路面交通事業の経営の状況に応じ、昭和四十八年度以降十五年度以内に経営の健全性を確立するよう、経営の再建の基本方針、経営の改善及び合理化に関する措置の大綱等について定めるものとする」と。

4 再建団体は、昭和四十七年度末における不良債務を棚上げするため交通事業再建債を起すことができる」とし、この交通事業再建債については、国がこの利子の全部又は大部分を補給することとし、また、当該地方公共団体の一般会計がその元本及び国の補給する部分以外の利子を負担するものとすること。

4 再建団体は、昭和四十七年度末における不良債務を棚上げするため交通事業再建債を起すことができる」とし、この交通事業再建債については、国がこの利子の全部又は大部分を補給することとし、また、当該地方公共団体の一般会計がその元本及び国の補給する部分以外の利子を負担するものとすること。

5 再建団体は、関係行政機関の長等に対し路線バスの円滑な運行を確保するために必要な措置を講ずるよう申し出しができることとするほか、公営企業金融公庫の交通事業再建債の引受け等について所要の規定を設けるものとすること。

大、再建期間の短縮、合理化規定の削除、再建計画の承認制の廃止、再建債の元利償還金の全額国庫補給、公営交通審議会の設置、料金の届出制等を内容とする修正案が提出されたが、賛成少数をもつて否決された。

なお、本案に対し別紙のとおり附帯決議を附する」とに決した。

〔別紙〕  
(小字及び一は修正)  
〔交通事業再建計画の策定〕

第四条 地方公共団体の経営する軌道事業（政令で定めるものを除く。）及び自動車運送事業（以下「路面交通事業」という。）のうち実質上収支が均衡していないもので、昭和四十八年三月三十日において不良債務（政令で定めるところにより計算した流動負債の額が政令で定めるところにより計算した流動資産の額をこえる場合に

おいて、そのこえる額をいう。以下同じ。）を有するもの（以下「赤字路面交通事業」という。）に

計画に定める事項並びに今後の金融情勢の変化に弾力的に対処するため再建債にかかる国の利子補給に関する規定について、別紙のとおり修正案提出により行なわれたものである。

なお、本修正は、自由民主党中村弘海君外四名提出により行なわれたものである。

また、本案に対して、日本共産党・革新共同林百郎君から國の責務の明確化、対象事業の拡大、再建期間の短縮、合理化規定の削除、再建計画の承認制の廃止、再建債の元利償還金の全額国庫補給、公営交通審議会の設置、料金の届出制等を内容とする修正案が提出されたが、賛成少数をもつて否決された。

右報告する。

昭和四八年六月二十一日  
地方行政委員長 上村千一郎  
衆議院議長 前尾繁三郎殿

（小字及び一は修正）

〔別紙〕  
(小字及び一は修正)  
〔交通事業再建計画の策定〕

第四条 地方公共団体の経営する軌道事業（政令で定めるものを除く。）及び自動車運送事業（以下「路面交通事業」という。）のうち実質上収支が均衡していないもので、昭和四十八年三月三十日において不良債務（政令で定めるところにより計算した流動負債の額が政令で定めるところにより計算した流動資産の額をこえる場合に

おいて、そのこえる額をいう。以下同じ。）を有するもの（以下「赤字路面交通事業」という。）に

ついて、この法律によつて經營の再建を行なおうとする地方公共団体は、当該地方公共団体の議会の議決を経て、その旨を政令で定める日までに自治大臣に申し出で、同年四月一日現在により、当該赤字路面交通事業の經營の再建に関する計画(以下「交通事業再建計画」という。)を定めなければならない。

2 この法律の施行の際現に路面交通事業について地方公営企業法(昭和二十七年法律第二百九十二号)第四十三条第一項に規定する財政再建計画(以下「旧財政再建計画」という。)に係る同法第四十四条第一項の自治大臣の承認を得ている地方公共団体(以下「旧財政再建団体」といふ。)で、同法第四十五条の規定により起こした企業債(以下「旧財政再建債」という。)の未償還元金を有するものに係る前項の規定の適用については、同項中「流動負債の額」とあるのは、「流動負債の額に旧財政再建債の同日における未償還元金に相当する額を加算した額」とする。

3 交通事業再建計画は、当該赤字路面交通事業の経営の状況に応じ、昭和四十八年度以降十五年度以内に経営の健全性を確立するよう次の事項について定めるものとする。

### 一 経営の再建の基本方針

#### 二 経営の改善及び効率化に関する措置の大綱

#### 三 第六条第一項及び第二項の規定による地方債の各年度ごとの元金償還額及び利子支払額

その他各年度の収支の見込みに関する事項で政令で定めるもの

#### 四 前三号に掲げるもののほか、經營の再建に関し必要な事項

#### (交通事業再建債の利子補給)

第七条 国は、毎年度予算の範囲内で、前条第一項及び第二項の規定による地方債(以下「交通事業再建債」という。)で利息の年率が三・五パーセントをこえるものにつき、当該交通事業再建債の当該年度分の利子支払額のうち、当該交通事業再建債の利息の年率〇から三・五パーセントを控除して得た率(その率が三・六パーセントをこえるときは、当該基準利率とする)を用いて、当該交通事業に係る許認可によるものに、当面極力認可事務の迅速な処理を図ること。また、公営交通事業に係る許認可については、その整理簡素化及び地方公共団体への権限委譲の措置を講ずること。

二 公営交通事業の料金の決定方式について、認可制を届出制に改めることについて検討する本的な改善整備に努めること。

三 公営交通事業の料金の決定方式について、認可制を届出制に改めることについて検討するとともに、当面極力認可事務の迅速な処理を図ること。

四 地下鉄事業債の償還年限を延長すること。

五 地下鉄事業債の償還年限を延長すること。

六 公営交通事業の間接受益者に対して適切な受益者負担を課する方策について検討すること。

七 地下鉄事業債の償還年限を延長すること。

八 都市モノレール事業に対する国庫補助について、その補助率の引上げ等について配慮すること。

九 病院事業、水道事業等の地方公営企業について

### 〔別紙〕

地方公営交通事業の經營の健全化の促進に関する法律案に対する附帯決議

政府は、地方公営交通事業等の經營の健全化を促進するため、左の諸点について留意すべきである。

一 都市交通環境の悪化が交通事業の經營の健全化を阻害する外部要因となつてゐる現状にかんがみ、バス・ターミナル等都市交通施設の整備、バス優先・専用レーンの拡大、自動車交通の規制等の諸施策を推進し、都市交通環境の抜本的な改善整備に努めること。

二 公営交通事業の料金の決定方式について、認可制を届出制に改めることについて検討するとともに、当面極力認可事務の迅速な処理を図ること。また、公営交通事業に係る許認可については、その整理簡素化及び地方公共団体への権限委譲の措置を講ずること。

三 地下鉄事業債の償還年限を延長すること。

四 地下鉄事業債の償還年限を延長すること。

五 地下鉄事業債の償還年限を延長すること。

六 地下鉄事業債の償還年限を延長すること。

七 地下鉄事業債の償還年限を延長すること。

八 地下鉄建設費に対する国庫補助については、今後も経営状況の推移をみながら、その補助率の引上げ等について配慮すること。

九 病院事業、水道事業等の地方公営企業について

また、企業職員の給与改定については、企業

収入の確保、經營の効率化等を図りつつ、当該地方公共団体の一般職員との均衡を勘案して所要の措置を講ずることのできるよう配慮すること。

地方公共団体の一般職員との均衡を勘案して所要の措置を講ずることのできるよう配慮すること。

ても経営の現状にかんがみ、経営健全化のための対策をすみやかに確立すること。

右決議する。

### 国有財産法及び国有財産特別措置法の一部

#### を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

##### 一 議案の要旨及び目的

本案は、最近における社会的要請に即応して、国有財産の無償貸付け及び減額譲渡等をすることができる場合を追加するほか、国有財産の有効利用並びに管理処分の適正化及び合理化を図るため、行政財産について特別の場合には私権を設定することができる」とするとともに、特定の普通財産についての処理の特例を設ける等所要の規定の整備を行なう必要があるとするもので主な内容は次のとおりである。

(1) 無償貸付制度の拡充  
普通財産を無償で貸し付けることができる場合として、次の場合を加えることとする。  
(1) 地方公共団体又は社会福祉法人において、次に掲げる社会福祉事業施設のうち政

令で定めるもの（収容等の措置の用に供する施設）の用に供するとき。

イ 生活保護施設  
ロ 児童福祉施設  
ハ 老人福祉施設

ニ 身体障害者更生保護施設  
ホ 精神薄弱者保護施設

（2）地方公共団体又は更生保護会において、保護観察所の長の委託を受け行なう更生保護の用に主として供する施設に供するとき。

（3）地方公共団体において、義務教育施設である小学校、中学校、盲学校、ろう学校又は養護学校の施設（給食施設を含む。）で災害による著しい被害、児童又は生徒の急増その他の特別の事由がある地域として政令で定める地域にあるものの用に供するとき。

（4）地方公共団体において、用排水路及び信号機、道路標識その他公用又は公用に供する政令で定める小規模な施設の用に供するとき。

（1）減額譲渡及び減額貸付制度の拡充  
普通財産を無償で貸し付けることができる場合として、次の場合を加えることとする。  
(1) 地方公共団体又は社会福祉法人において、次に掲げる社会福祉事業施設のうち政

普通財産を時価からその五割以内を減額した対価で譲渡し、又は貸し付けることができる場合として、地方公共団体において次に掲げる施設のうち政令で定めるものの用に供する場合を加えること。

イ 一般の利用に供するための体育館、水泳プールその他のスポーツ施設で政令で定める場合を加えること。

（2）老朽居住用施設を整備する場合の譲渡の特例の要件緩和

普通財産である老朽居住用建物を地方公共団体が取りこわして整備する場合の建物及び敷地の譲渡の特例に關し、その要件を緩和するとともに、その敷地の譲渡価格について合

議で政令で定めるもの

ハ 水防、消防その他の防災に関する施設で政令で定めるもの

（3）特定普通財産の処理の特例  
居住用施設として貸し付けている特定の普通財産（政令で定めるものに限る。）について、当該財産の権利者等に対する買受け競争の制度を設け、競争後一年間は当該競争に係る価額で売り払うことができる」とするとともに、当該財産を当該権利者等に売り払う場合に、当該財産を当該権利者等に売り払う場合の延納期限を十年から二十年に延長することとしたためその用途を廃止した場合において、その用途を廃止された財産を当該地方公共団体等に対し譲与することができる範囲は、その負担した費用の額の範囲内とされていて、それを、その負担した費用の額が当該財産の用途廃止時における価額（現行制度では譲与

時における価額）に対して占める割合に相当する価額の範囲内と改めること。

（4）老朽居住用施設を整備する場合の譲渡の特例の要件緩和

普通財産である老朽居住用建物を地方公共団体が取りこわして整備する場合の建物及び敷地の譲渡の特例に關し、その要件を緩和するとともに、その敷地の譲渡価格について合議で政令で定めるもの

（5）管理の委託制度の拡大  
管理の委託を行なうことができる財産は、旧軍用財産に限られているが、この管理委託制度を拡大し、ひらく普通財産について各省各府の長が特に必要があると認める場合に

は、その適当と認める者に当該財産の管理を委託することができる」とすること。

#### 四 行政財産の処分等の制限に対する特例

行政財産は、これを貸し付け又はこれに私権を設定することができないこととなつてゐるが、行政財産である土地の用途又は目的を妨げない限度において、國が地方公共団体若しくは政令で定める法人と一棟の建物を区分して所有するためこれを貸し付ける場合又は地下鉄等のためにこれに地上権を設定する場合には、例外として取り扱うことができる」とすること。

#### 八 その他の改正

- (1) 普通財産の売払いをする場合のほか、これを譲与する場合においても、相手方に対して用途を指定しなければならない旨を規定上明確にすること。
- (2) 普通財産の売払代金等の延納の特約をする場合において、延納期限を十年以内とすることができる対象事業として、重要産業に属する事業（製糸業、染色整理業等四十九事業が指定されている。）が規定されてゐるが、これを、公益事業その他の政令で定

める事業と改めることとする」とすること。

#### 〔別紙〕

(3) 各省各庁の長が、国有財産の所管権を受けようとするときは、当該財産を所管する

各省各庁の長及び大蔵大臣に協議しなければならないこととなつてゐるが、国会の議決を経なければならない場合は、政令で定

める場合に該当するときは、大蔵大臣への協議は、要しないこととする」と。

- (4) この法律は、公布の日から施行すること。

#### 二 議案の可決理由

最近における社会的要請に即応し、国有財産の無償貸付け及び減額譲渡制度等を拡充するとともに、国有財産の有効利用並びに管理処分の

適正化及び合理化を図ることは妥当な措置であると認め、本案はこれを原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

二 米軍提供財産の返還後の処理については、国民の福祉に役立つ公用・公共用に優先的にあらざることを原則とし、できるだけ住民の意思を反映させ地域の再開発、住民福祉の向上等に資するよう配慮すること。

三 国有財産の管理及び処分は、これが国民经济及び国民生活に与える影響が少くないことにかんがみ、国有財産中央審議会及び国有財産地方審議会の機能を一層積極的に活用すること。

四 普通財産の管理を委託する場合は、地方公共団体のほか、地方公共団体の管理のもとに町内会、地域自治会等が運営する遊園地・ちびっこ

国有財産法及び国有財産特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議

広場等地域福祉を図るものにも適用できることとするとともに、徒らに私人の營利のために適用を拡大しないよう十分留意すること。

衆議院議長 前尾繁二郎殿  
大蔵委員長 鴨田 宗一

昭和四十八年六月二十二日

昭和四十八年六月二十六日 衆議院会議録第四十六号

明治二十五年三月三十日  
便物認可日

定価  
一部五十円  
(配達料共)

発行所

東京都港区赤坂美町二番地 電話番号一〇七  
大藏省印刷局  
電話 東京 五八二一四四一一大